

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

16

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法に基づく「特例転入」の適用

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カード所持者に限定している特例転入をすべての人に適用すること。

具体的な支障事例

住民基本台帳法第24条の2において個人番号カードの所持者に限定している特例転入は、住基ネットからの転出情報の取り込みにより入力箇所が大幅に省略され、時間短縮が図られている。特に3人以上の世帯など複数人の転入の際には入力時間とともに確認時間も大幅に短縮できている。

自治体においては、個人番号カードの交付率を向上させるよう取り組んでいるが、いまだ個人番号カードを所持していない住民は多く、特例転入の制度を活用できていない。そのため、ほぼ全ての転入者につき、転出証明書に記載されている情報を住民記録システムに手入力しており、多くの時間を要している。

特に、転出証明書に記載された文字のうち、近似文字(「凜」と「凜」やデザイン差文字)を誤って手入力してしまうことも多く、各自治体で誤りを防ぐため苦慮している。また、転入は付帯して住民票の発行、印鑑登録、戸籍届出、健康保険証、転入学通知書の発行、児童手当などの手続きなどを行うことが多く、元となる住民基本台帳の入力に時間を要することは市民の待ち時間を増長させる根本的な要因となっている。

一方、民間企業において、転出証明書をOCRにより読み取ることにより、住民記録システムに反映させる方法が検討されているが、各自治体で用いている住民記録システムが異なり、様々な転出証明書のレイアウトが存在することから、実用には至っていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

すべての転出者の電子による転出証明書情報の送信が可能になれば、全国の市町村において転入に係る入力業務の時間短縮を大幅に図ることができ、かつ誤入力を防止できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第24条の2
住民基本台帳法施行令第24条、第24条の2
住民基本台帳法施行規則第7条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、盛岡市、花巻市、秋田市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、相模原市、小田原市、福井市、上田市、高山市、沼津市、島田市、湖西市、野洲市、京都市、亀岡市、枚方市、八尾市、和泉市、東大阪市、米子市、広島市、東広島市、高松市、宇和島市、大牟田市、島原市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市

○データを直接住民記録システムに反映することができるため、職員の手入力による誤入力等を防止することが可能となる。

また、入力時間を短縮することにより、窓口の混雑緩和となり、市民サービスの向上に繋がるものである。

○転出証明書に記載されている情報を住民記録システムへ手入力するのは多くの時間を費やしている。また、当市でも近似文字の入力誤りについて、年に数回発生しており、それについての事後処理でも時間を費やし、事務負担を招いている。

○入力時におけるヒューマンエラーを削減できれば、万が一誤入力してしまった際の差し替えや関係各課への調整等も減らせると期待できる。

○入力や照合に時間がかかり住民の待ち時間を増大させている。特に3月から4月の繁忙時期は転入者が多く、更なる待ち時間に繋がっている。また、OCRによる転出証明書の読み取りについては、費用も発生するため、早期の実現は困難な状況である。

○外国人住民の転入も増加しており、氏名や在留カード番号、在留資格、在留期間等入力項目が多く誤入力が増加している。また、住民票コード、個人番号を誤入力した場合、住基ネットの修正も煩雑で時間を要するため苦慮している。住基ネットの情報が利用できれば業務時間の短縮かつ誤入力を防止できる。

○転入と同時に住民票の発行や印鑑登録を申請される方や学校関係、児童手当などの手続きを行うことが多く、繁忙期は特に、住民登録の入力に時間を要するため、待ち時間が増長することで市民の負担になり、窓口への苦情にも繋がっている。

○住民異動入力で最も入力が煩雑なものが転入であり、入力・点検作業に多大な労力がかかっている。特例転入はシステム上個人番号カードがなくても処理可能であり、全ての転入で特例転入が可能となるなら事務処理負担の軽減は相当なものとなる。システムの改修も不要のため費用もかからない。

各府省からの第1次回答

転入手続きは、住民の居住関係の発生又は消滅に係る重要な手続であることから、転出地市区町村において転出者に転出証明書を交付し、転入地市区町村において転入者が持参した転出証明書を確認することにより、転出者と転入者が同一人物であり、転出証明書を持参して届出の任に当たっている者が、届出をする者本人であることを厳格に確認する必要がある。この点、個人番号カードの交付を受けている者については転入地市区町村において、個人番号カードを提出させ、暗証番号を入力させた上で本人確認情報を取得し、これを転入届に記載された事項と照合することで、厳格かつ簡便に本人確認を行うことができる。このような個人番号カードの機能に基づき、住民基本台帳法第24条の2の特例については、個人番号カードの交付を受けている者に限定しているものであり、一般的な転入手続きに適用することはできないものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転出者と転入者が同一人物であるか否かについては、個人番号カード以外にも運転免許証等で厳格かつ簡便に本人確認を行うことができると考える。また、運転免許証等がない場合であっても、現状では本人しか知りえない情報を質問票で回答させることで対応しており、これによる事故等は生じていない。

一方で、転入の届出については、転出証明書に記載された事項を住民記録システムに入力した後、その内容を確認しているが、年度末や年度初め、連休明けなど異動の多い時期は入力件数も多く、細心の注意を払っているものの、入力ミスが懸念される場所である。

住民基本台帳ネットワークシステムから転出者の情報を引用することが可能となれば、迅速かつ正確な事務処理が見込めるものであり、職員の負担軽減はもとより、入力ミスの防止や住民サービスの向上も期待できる。

以上のことから、特例転入の適用対象を広げることで得られる効果は非常に大きいと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】

「個人番号カード+暗証番号」を厳格な本人確認と位置づけるのであれば、「写真付き公的機関発行身分証明書（運転免許証など）+その他の身分証明書（健康保険証など）」も十分厳格な本人確認行為であると認めることができる。このことから、特例転入手続きを個人番号カード所持者に限定することは不相当である。

【島田市】

本人確認については別の方法でも可能である。国の方針でデジタル化を推進していることから、今後に向けて検討をお願いしたい。

【東大阪市】

住民基本台帳法第 24 条の2の特例について、個人番号カードの交付を受けている者に限定している点については、認識しているが、個人番号カードの普及率が上がらない中、住民サービスの向上及び正確性を担保する上で、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるよう法改正を望む。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、住民サービスの向上及び正確性を担保するため、特例転入と同様に住民記録情報を市区町村間で共有し、システムを利用できるようにしてほしいという意見や後処理が簡便になるため法令緩和をぜひ検討してほしいという意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

住民の転出入においては、住民基本台帳の記録の正確を期すため、住民基本台帳法第 24 条に基づき、転出者は、転出地市町村の窓口において厳格な本人確認を行った上で転出届を行うとともに、転出証明書の交付を受けた後、同法第 22 条に基づき、転入地市町村の窓口において厳格な本人確認を行った上で、当該転出証明書を添えて転入届を行うことが原則とされている。

これに対し、同法第 24 条の2の特例(特例転入)は、転入地市町村において、個人番号カードの交付を受けている転入者本人に個人番号カードを提出させ暗証番号を入力させる(知識認証)ことで、厳格であることはもちろん、簡便に本人確認を行うとともに、個人番号カード内に保存されている住民票コードを用いて、住基ネット回線を通して迅速かつ正確に転出地市町村から転出証明書情報の通知を受けられることから、転入者による転出証明書の持参を不要とする特例である。運転免許証等の確認や適宜の質問によっても本人確認を行うことは可能であるが、個人番号カードを用いる場合のように、厳格であるだけでなく簡便に本人確認を行い、住民票コードを用いて迅速かつ正確に転出証明書情報の通知を受けることはできないものであり、個人番号カードを用いる場合と同様の特例を認めることは適当でない。

なお、個人番号カードについては、政府全体で個人番号カードの普及・利活用策を推進しており、地方公共団体においても各団体でマイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、更なる普及促進に取り組んでいるところであり、まずは特例転入が可能な個人番号カードの普及を図っていくことが重要と考える。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

17

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カードを用いた転入届等の簡素化等

提案団体

袖ヶ浦市

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カードを所持する者は、新市町村で転入届のみを行い、新市町村では、前市町村から取得する転出証明書情報により、入力を行うことができ、かつ、前市町村では、新市町村から通知された転入通知情報をもって前市町村で転出の手続きをしたものとする。
また、内閣官房が推進している引越しワンストップサービスと連携を図ることにより、新市町村に対し、事前に転入届をオンラインで提出できるようにする。

具体的な支障事例

他市町村へ住所を異動しようとする者は、前市町村で転出届、新市町村で転入届を行う必要がある。このことについては、住民基本台帳法第22条及び第24条において、届出を行うよう規定されている。しかしながら、住所異動者にとっては、法令で定められた期間内に必ず転出・転入の2つの手続きを行う必要があり、住民にとって負担となっている。
住民基本台帳法第24条の2において、個人番号カード所持者に対し、特例が認められているが、転出届そのものは何かしらの方法で前市町村に対し届出する必要がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

転入手続きが簡素化され、住民の利便性の向上、負担の軽減に寄与するとともに、個人番号カードの普及につながる。
内閣官房が検討している引越しワンストップサービスの実現により、支障は大きく改善できると考える。
一方で、転出自治体から転入予定自治体へ転出等届をLGWANメールにより連絡を行うところ、先に転入手続きを行い、転入通知情報を転入予定自治体から転出自治体へ通知することにより、転出等届をしたものとするにより、自治体及び住民の負担をさらに軽減できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2
住民基本台帳法施行令第24条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、いわき市、柏市、横浜市、相模原市、福井市、上田市、高山市、湖西市、野洲市、京都市、八尾市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、島原市、五島市、竹田市

○手続が簡素化され、住民、市町村ともに負担軽減が見込まれる。なお、特例転入に限らず、すべてのケースで転出届を廃止し、「転入届」のみのできるのであればさらに負担軽減が見込まれる。
○マイナンバーカード所有者から、カードを所有していても住民異動届が簡素化されていないとお申出をいただくことがある。

各府省からの第1次回答

市区町村にとって住民の住所の変更等の事実は当然に知り得るものではなく、住民からの届出により把握されるものである。その上で、市区町村は、住民基本台帳上の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っており、当該行政事務に係る住民の権利義務の始期又は終期となる住民の転入又は転出を正確に把握することが必要である。
この提案によれば、転出届について、転出地市区町村において、住民の転出後も転入届が行われるまでの間、住民の転出を覚知できず住民票の消除等が行えず、上記のような各種の行政事務を適正に行えないこととなるため、転出の事実についての届出を省略することはできないが、より住民負担や市区町村の事務負担が軽減される方策については検討する必要があると考えている。
また、転入届については、これが受理されることで、転入地市区町村の住民票に記載され、当該住民票の情報を基礎として、上記のような各種の行政事務に係る住民の権利義務が生じるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届については、対面で実施することが必要不可欠であるが、その上で住民負担や市区町村負担をより軽減する方策が考えられないか検討する必要があると考えている。
以上を踏まえて、自治体手続における引越しワンストップサービスについては、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

意見はありません。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転出届及び転入届の制度趣旨を踏まえ、引き続き自治体手続における引越しワンストップサービスについて必要な検討を行ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

市町村の認可を受けた地縁による団体が、株式を保有できることの明確化

提案団体

姫路市、兵庫県、京都市、堺市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

市町村の認可を受けた地縁による団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式を保有できるようにして、通知等により公証人役場等に対して明確化すること

具体的な支障事例

当市管内において、離島と港をつなぐ航路を運行している2社が事業統合することとなった。2社から、地元からも株式の購入による出資をすることを要望され、地元自治会も同意したため、事業統合する新株式会社について、地元自治会(認可地縁団体)が株式を購入(5株・5万円)することを含む商業登記法第47条に基づく法人設立の登記をしようとしたところ、公証人役場から「認可地縁団体は、地方自治法第260条の2第1項において、『地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有する』とされており、株式の保有については認可地縁団体がすることはできず、株式会社としての登記に地縁団体は記載できないのではないか」との指摘があり、地元自治会が株式を保有することに支障が生じた(認可地縁団体を株式会社としての登記に記載できない理由は明確ではない)。

結果、株式会社設立が当初予定日に間に合わないと判断され、地元自治会を出資者から外して、株式会社を設立することとなった。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可地縁団体が、当該団体の規約に規定する権利・義務の範囲内において株式会社の出資者となることができれば、今後、認可地縁団体が地域公共交通などの地域課題の解決に資する半官半民サービスの支え手となることが期待されるとともに、住民自治の充実に資する。

根拠法令等

商業登記法第47条、会社法第58条第1項、地方自治法第260条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、宇和島市、宮崎市

—

各府省からの第1次回答

地縁による団体は、地方自治法第260条の2第1項において、「地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し義務を負う。」と規定されている。

市町村長の認可の目的は、地域的な共同活動のための「不動産又は不動産等に関する権利等を保有するため」であり、地縁による団体が、現に不動産又は不動産に関する権利等(例:不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利、地域的な共同活動に資する資産等)を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提とされている。

他方、認可地縁団体は、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負うものとされているが、「権利を有し、義務を負う」とは、法律上の権利義務の主体となることを意味するものであり、「規約に定める目的の範囲内」とは、目的を遂行するために必要な行為を含むものと解されている。また、「地縁による団体に係る認可事務について(総行第41号平成21年4月1日付け総務省自治行政局行政課長通知)」においても、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、認可地縁団体が株式を保有することについても、規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて行うものであれば、制約はない。

よって、現行の取扱いにおいて、今回の「支障事例」の例に挙げられた認可地縁団体による株式の保有が可能かどうかについては、当該認可地縁団体の規約において「目的を遂行するために必要な行為である」と解釈されるか否かによって判断されるものである。

なお、第32次地方制度調査会の答申において、認可地縁団体制度については、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度として再構築することが適当である。」とされており、これを踏まえ、今後必要な対応を検討することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今回、新たな株式会社設立の際、登録機関において、認可地縁団体は、株式の取得はできないものと判断された。

このため、一次回答でお示しいただいた、「地縁による団体に係る認可事務について(総行第41号平成21年4月1日付け通知)」において、「認可地縁団体の財産の取得は、認可地縁団体の規約に定める目的の範囲内であれば制限されていない」とされており、株式等の金融資産を保有できることについて、法人設立登録を行う際の窓口となる機関(法務省所管の公証人役場)など、関係機関に周知徹底をお願いしたい。

加えて、第32次地方制度調査会の答申を踏まえ、認可地縁団体が、簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域的な共同活動を行うための法人制度ととなるよう、積極的に再構築を進めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案内容が、現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

各府省からの第2次回答

現行制度においても、認可地縁団体が規約に定める目的を遂行するために必要な限りにおいて株式を保有することは可能であるが、「認可」の目的が不動産等を団体名義で保有し登記等ができるようにすることであることから、今回の支障事例のように「認可地縁団体は株式を保有できない」という誤解につながったものと考えている。

また、すでに第1次回答でお示したように、第32次地方制度調査会の答申において、「簡便な法人制度としての意義を維持しつつ、不動産等を保有する予定の有無に関わらず、地域の住民が幅広く参画し、地域課題への取組を行う地縁法人制度として再構築するべき」とされている。

これらの状況を踏まえれば、今回の支障事例のように認可地縁団体制度に関する誤解に基づいて活動が制約されないようにするためには、現行制度でも対応可能であるという関係機関への周知にとどまらず、認可地縁団体制度を再構築することが必要だと考えており、現在、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を継続的かつ円滑に行うために設立できることとするという制度の見直しを検討しているところであ

る。

したがって、関係機関への周知に当たっては、制度の見直しの検討状況を踏まえて対応することが必要と考えている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

新潟市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、神奈川県、横須賀市、福井市、長野県、豊橋市、京都市、大阪府、豊中市、高槻市、神戸市、和歌山市、島根県、広島市、高松市、宇和島市、高知県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島市、沖縄県

○提案市と同様に地方自治体において実務上使用しない区分についての照会事務は不要であるとする。保険者による個人番号制度の活用がされておらず、現状として郵送での照会回答となっているため、保険者からの回答に時間がかかり早期に変更後の受給者証を交付ができない。

以前より、小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている事に疑問がある。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための措置を講じられたい。）

○当市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○毎月、多少なりとも本件に係る業務に対応しており、事務の負担増になっている。

また、県からの照会期間を鑑みて受給者証発行までに時間を要すると感じていたため、事業全体の円滑化に資するためにも見直しは必要と考える。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体・保険者・医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○当県では、保険者へ高額療養費適用区分の照会に多くの時間を要しており、認定更新のピーク時には1か月以上かかる保険者もある。

このため、有効期間の始期までに受給者証が届かない例もあり、受給者に取り、償還払いの文書料負担や来所し、手続きを行うなどの負担が大きい。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○①新規申請の場合、審査会后、複数の照会を保険者に行っているが、回答の時期に差（2週間以上）があるため、各申請者あての交付にも時間差が生じている。

②保険者からの変更連絡が、変更のあった日から1～2ヶ月経過後に通知されることがあり、受給者証に適正な所得区分を反映できていない例がある。

上記等を踏まえ、受給者証の発行に要する時間が短縮されることにより、償還手続きの減少が見込まれ、受給

者、自治体の事務負担が軽減されることが想定される。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中旬に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な事務負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」（昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知）等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

情報連携を利用することにより、他市町村から異動してきた者の保険税の算定・給付の迅速な支給決定や、資格喪失証明書等の添付書類の省略が可能となっている一方、資格管理に関連して次のような課題がある。

- ・被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入(市での全件把握は困難)
- ・無保険者の把握
- ・資格喪失届出勧奨や滞納整理などの業務の煩雑化

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報提供ネットワークの運用が拡大することで、適用適正業務の正確な運用が可能となるとともに、勤務先への問い合わせをする業務の減少など事務の適正化及び効率化に繋がる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、神奈川県、川崎市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、豊田市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続きが未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回も「資格喪失届出勧奨通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○提案団体と同様に、適正な資格把握を行うために多くの時間を費やしている状況であるため、情報提供ネットワークを利用した資格適正適用業務の運用拡大が必要であると考えます。

○国保脱退の未手続き者に対し手続き勧奨を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには

対応に苦慮している。

○国保の脱退・加入はその時々において本人の届出を必要としている。しかし国保加入者の中には国保の届出をせず会社への就職・退職を繰り返す者がいて資格管理が正確に出来ないケースも見受けられる。そうした場合に情報提供ネットワークで資格確認ができれば適切な資格管理と医療給付の適正化につながる。

○資格の喪失について、本人の届出を原則としていることから、事務が煩雑になりやすく、確認に時間がかかる場合があるため、本提案が実現すれば事務の効率化に繋がる。

○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○情報提供ネットワークシステムを利用した情報確認による職権喪失の法制化に併せ、他の医療保険加入後の国民健康保険脱退未手続き者を月末毎にリスト化して保険者に通知するような制度があれば、より効率的に資格の適正化が図られ、滞納整理も捗ると考えられる。

○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。マイナンバー制度の情報連携における職権での資格喪失処理が可能となることにより、資格の適正化、事務の効率化を図ることができる。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

各府省からの第1次回答

【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年3月から導入されるオンライン資格確認により、資格重複情報一覧を出力できる機能の実装を予定しているとあるが、この一連の仕組みにおいて、これまで二重加入していると思われる被保険者の勤務先に照会し取得していた情報(加入している他の医療保険の保険者名、保険者番号、資格取得年月日(資格取得期間)、記号番号 ※被扶養者の分も含む)が本人の届け出なしでも提供され、その情報をもとに一定のプロセスを経て職権により資格喪失処理ができるのであれば、これまでの支障は解決されと考えられる。

職権処理の範囲については、資格重複情報一覧のみにより職権で資格を喪失させることができるようになるのか、これまでのように本人に届出の勧奨通知を送付し(一定の期間において届け出がない場合は職権により資格喪失処理することを明記)、一定の期間を経ても届け出がない場合において、資格重複一覧に基づき職権にて喪失処理を行うのか、職権処理のプロセスや条件を明確に示していただきたい。

資格重複データ一覧取得までのプロセスについて、

- ① 月2回程度、国保中央会が資格重複の有無のみを該当保険者に通知
- ② 保険者が国保中央会に重複データ一覧の要求
- ③ 国保中央会から保険者に重複データ一覧の提供

とのことであったが、①、②については事務的に不要な作業であると考えるので、国保中央会から保険者へ週次か月次で重複データの一覧を、目視確認しやすい形式(PDF等)及び処理しやすい形式(CSV等)で提供していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。
上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。
上記項目が出力できず情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。
○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【資格重複チェック機能について】

- ・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。
- ・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加改修が必要なため、現時点で提供の予定はない。
- ・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

【職権喪失について】

- ・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。
- ・職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。
- ・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。
- ・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

35

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能とすること

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

私人の公金取扱いの制限について定めた地方自治法第243条中の「若しくは収納」を削り、収納事務について、私人委託を可能とする。
または、地方自治法施行令第158条の2第1項中、「普通地方公共団体の歳入のうち、地方税・・・その収納の事務を委託することができる。」と定められている普通地方公共団体の歳入の対象を地方税に限定しないよう改正し、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納ができるようにする。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

当市(※)では、令和元年度から33債権(16課)に及ぶ市の全ての債権の回収業務を債権管理課へ統合し、一元的に行っている。

現在、普通地方公共団体の歳入の収納事務は、地方自治法施行令第158条第1項、同施行令第158条の2第1項又は他の法令の規定に基づき、特定の歳入に限り、コンビニの店頭等で行うことができる。※中核市市長会に属する1市

【支障事例】

債務者の6割程度は、市税と市税以外の債権を同時に滞納している状況であるが、コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。

また、日中に就労している債務者は、金融機関に行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに指定金融機関がないために納付困難となっているケースが発生している。

【制度改正の必要性】

地方自治法243条において収納事務の私人への委託を原則禁止し、施行令において歳入を限定列挙し、収納事務の私人への委託を認める現行制度は、生活様式が多様化した現代において適当ではないと考えている。

また、種類の異なる債権が随時発生する普通地方公共団体においては、債権毎に納付窓口が異なることは、納付勧奨を行う側としては事務が非常に非効率となるため、制度改正の必要性を感じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現状、市税の納付方法別収納件数においては、コンビニは金融機関窓口を上回っている状況(※)であり、普通地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ納付が可能となれば、納付方法の統一がされ、時間や場所にとらわれることなく納付することができるため、債権毎に異なる納付窓口を案内する必要がなくなり、市民の利便性の向上にもつながるため、収納率の向上も図られる。

※

【H30年度市税納付方法別収納状況(件数割合)】

金融機関窓口：15.8% コンビニ：24.3%
口座振替：59.0% その他：0.9%
(出所：令和元年度 市税概要)

根拠法令等

地方自治法第 243 条、地方自治法施行令第 158 条、158 条の 2 第 1 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、福島県、いわき市、ひたちなか市、大田原市、千葉市、川崎市、福井市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、八尾市、鳥取県、徳島県、熊本市、宮崎市

○コンビニも含め、収納窓口を業務委託するにあたり、全部の歳入を委託できないことが支障となっている。コンビニ収納ができる歳入が限定されているため、債権毎に異なる納付窓口を案内しなければならず、市・債務者双方の手間が生じている。当市の収納件数実績においても、コンビニ収納は銀行窓口収納には劣るものの、年々取扱件数及び金額は増加しており、コンビニ納付が可能となれば収納率の向上が期待できる。

○当市においても個人による市税・国民健康保険税の支払額は、H30 年度で約 11%がコンビニ収納であり、規制を緩和しすべての歳入で市民が納付しやすい環境を整備していくことは、未収発生を抑制し、歳入増の効果が期待できると考える。

○当市においては、市税、水道料金、国民健康保険料等の債権においてコンビニ収納を実施している。コンビニ収納を実施していない債権については、債務者が、日中に就労しているため金融機関に行くことができないなど、納付困難となるケースが発生している。

○現在、コンビニの店頭等での収納は、地方自治法施行令第 158 条第 1 項、同施行令第 158 条の 2 第 1 項又は他の法令の規定を根拠として、特定の普通地方公共団体の歳入に限って行われている。当市においては、市税や市税以外の特定の普通地方公共団体の歳入を除いて、コンビニ収納ができない。市の視点からは、同じ債務者であるのに債権ごとに異なる納付窓口を案内しなければならない。債務者の視点からは、日中は就労しているため営業時間内に金融機関へ行くことができない、過疎地域又は遠方に居住しているため近くに金融機関がないという課題がある。そのため本件の制度改正によって、市の事務軽減と収納率の増加、市民の利便性の向上が見込める。

○当県では、全国規模の収納代理金融機関が少ないことから、県外居住者が県公金の支払をする際に、コンビニ支払は非常に有用であるが、私人への収納委託が認められていない歳入科目については支払方法に苦慮しているところである。当県においても、コンビニ利用者は年々増加しており、全歳入科目で私人収納委託が可能となれば、利便性及び収納率の向上につながる。

○当市でも債権管理室にて複数の債権を扱っているが、重複滞納者に対して収納機関の異なる納付書を発行しており、債権ごとに異なる納付窓口を案内しているため、双方に手間が生じている。

各府省からの第 1 次回答

地方公共団体に係る公金は、その性格に鑑みると、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保及び厳正な保管が強く要請されているものであることから、地方自治法第 243 条において私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止するものとしており、この原則を変更するようなことはできない。

特定の歳入科目により取組の支障が生じているのであれば、御提案いただいた内容について、上記原則や関係制度の趣旨とも照らしつつ、どのような対応が可能か検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「原則を変更することはできない」理由として、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」を示されているが、現在、収納事務の私人委託が可能な歳入は、地方自治法施行令第 158 条各項及び第 158 条の 2 各項の規定により、「私人委託した際の公表」、「収納した歳入の内容を示す計算書を添えた会計管理者等への払い込み」及び「検査の実施」が義務付けられている。多くの中核市においては、コンビニ事業者に委託しこれらの事務を行っている実績があり、支障が生じているとは承知していない。そのため、「責任の明確化」、「公正の確保」及び「厳正な保管」は達成されていると考えられ、「原則を変更することはできない」理由にはならない。

また、現在、全ての公金について、地方自治法第 231 条の 2 の規定に基づき、クレジットカード又は電子マネー

を利用した納付が可能とされており、私人が公金の収納事務の一端を担っている現状から、現金収納の場面において、原則、私人委託を禁止する地方自治法第 243 条の趣旨は、現在の技術革新等を加味し、時代に即したものと見直すべきと考える。

なお、中核市市長会の求める措置は、特定の歳入科目ではなく、全ての歳入科目について収納事務の私人委託を可能とすることである。これは、債権の徴収一元化の取組を行う中で、市税とその他の債権を重複して滞納する債務者が存在し、債務者は、コンビニ収納できる債務とコンビニ収納できない債務が併存することの不便さを甘受している現状があるからである。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大田原市】

本市においても、令和元年度だけで市内金融機関で店舗の統廃合が 2 件行われております。昨今の金融機関の統廃合等により、今後ますます最寄りの金融機関が遠くなってしまいう地域が増えてきます。収納事務の私人への委託については、徴収事務を含まない範囲で、かつ事前に当該自治体が発布した納入通知書または納付書により収納する場合にのみ限定することも可能と考えます。クレジットカード等の指定代理納付制度については、収納科目が限定されていないにもかかわらず、公金の収納事務(収納代行)については取扱科目が限られていることについても、市民に理解いただくことは難しいと考えます。市有財産のインターネット公売を行う際にも、物品であれば収納委託が可能であるのに対し、不動産については施行令に定める私人への収納委託ができる歳入科目に該当しないため、納付窓口を別々に案内しなければなりません。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○1 次ヒアリングにおいて、私人による公金取扱いを禁止する原則を含め、財務制度全体について見直しを検討したい旨の発言があった。本年の「骨太の方針」において、デジタル・ガバメントの構築が最優先政策課題と位置付けられていることも踏まえ、多様な決済手段への対応等も含め、早期に検討を開始いただきたい。また、どのような場で、どのようなスケジュールで検討するのか、示していただきたい。

○上記検討の結論を待たず、個別の歳入科目についても、私人に収納事務を委託しても問題がないことが明らかであるものについては、地方自治法施行令の改正により対応することを検討いただきたい。

各府省からの第 2 次回答

公金の取扱いを地方公共団体の判断により原則自由に私人に委任できるようにすることについては、現在の原則とその例外を根幹から変更するものであることから、変更することにより生じる問題はないのかを詳細に検証することなど、慎重に検討すべきものだと考えている。

また、公金の取扱いについては、他の財務関係制度とあわせて議論する必要がある。加えて、各種の関係者とも議論を重ねる必要があることから、十分な期間をもって検討を行いたいと考えている。

なお、個別の歳入科目について、現行において私人委託を可能としているものと同様に私人委託を可能とすべきものについて、提案団体から具体的な提案をいただきたい。そうした提案があれば、検討をさせていただきたいと考えている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

44

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

電子契約における電子署名の見直し

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国における政府認証基盤(GPKI)の職責認証と同様に、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証を、自治体が電子契約を行う際に利用できる電子署名の対象とする。

具体的な支障事例

【現状】

国の電子契約では政府認証基盤(GPKI)の職責認証を利用して電子署名を行っている。

しかし、現在の法令では電子契約で有効となる電子署名として地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証は対象となっていない。

このため自治体では職責認証を利用した電子契約が成立せず、契約者及び、契約者の代理人、それぞれ本人の「電子証明書」を取得する必要があるため電子契約の導入を妨げる大きな原因となっている。

【支障事例】

○「電子証明書」の発行には約2週間程度必要であり、人事異動により人が入れ替わる場合、「電子証明書」の発行が間に合わず、契約事務が行えない期間が発生する可能性がある。

○「電子証明書」の発行には、費用負担に加え、住民票、印鑑証明の提出が必要であり、人事異動毎に「電子証明書」を発行することは、事務負担が非常に大きく現実的ではない。

○国交省の電子契約では「電子証明書」として「職責認証」(役職による認証)を使用しているが、「職責認証」は地方自治法施行規則の「電子証明書」には含まれないため、自治体では使用できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

①自治体における電子契約導入が可能となる。

②事業者負担の軽減

・印紙税・郵送費

・印刷・製本・送付・持ち込み・保管のような事務作業にかかるコスト など

③業務効率化

・来庁等の対面でのやり取りが不要となるため、時間・場所の制約がなくなる。

・契約書の取り交わしまでの時間の短縮や、契約書を探す手間や時間の短縮

・電子署名によるコンプライアンスの強化 など

根拠法令等

規則（平成15年総務省令第48号）第2条2項にて掲げられている電子契約に利用できる電子証明書の種類

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、川崎市、名古屋市、西尾市、京都市、大阪府、兵庫県、鳥取県、山陽小野田市、三好市、彦根市

○当県においても、電子入札や電子申請など、電子的手段による行政手続は年々増加しており、契約においても、今後は電子契約のニーズも高まってくることが予想される。LGPKIの職責証明が電子契約の電子証明書に追加されることにより、今後電子契約の導入の検討が容易になる。

各府省からの第1次回答

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項において、「普通地方公共団体が契約につき…契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、…契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しない」とされている。現行の地方自治法施行規則(昭和内務省令第29号)第12条の4の2においては、地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証について、当該措置に該当しないこととされているところ、LGPKIの職責認証が当該措置として認められるかどうか検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責認証が電子契約に利用できる電子署名の対象とならない場合、電子契約導入が非常に困難となる。そのため本提案の実現に向け前向きな検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第90号)及び「地方自治法施行規則第十二条の四の二第二項第二号に規定する総務大臣が定める電子証明書を定める件」(令和2年総務省告示第273号)により、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)において作成する職責証明書を活用した電子契約を可能とした。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

長期継続契約を締結することができる契約の対象範囲の拡大

提案団体

愛知県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方自治法第 234 条の3に規定する長期継続契約の対象契約(電気、ガスの供給、不動産の借り入れ等)、又は法施行令第 167 条の 17 に基づき条例で定めることができる対象契約(当該政令で定める一定の物品の借り入れ又は役務提供を受ける契約)にソフトウェア(無体物)のライセンス(使用許諾)契約を追加する。また、現行の法令で契約が可能とされる場合は、その旨を明示する。

具体的な支障事例

ソフトウェアのライセンス契約は長期継続契約の対象として法定されていないこと、また、ソフトウェアは無体物であり「物品」ではないため、条例で定めることができる長期継続契約の対象には当たらないことから、商慣習上、複数年度にまたがる契約とすることが一般的であるにもかかわらず、毎年度、契約更新を繰り返す不合理を生じている。ソフトウェアを用いた情報処理は行政運営を行う中で欠かせないものとなっており、最近ではクラウド上に複数のシステムを構築し、多種多様なライセンス契約を締結する必要があるが、ソフトウェアのみの単年度契約を締結することは商慣習上困難であり、また全ての契約について債務負担行為を設定することも、合理的でない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

商慣習上、一般的である複数年のライセンス契約を締結することで、情報システムの安定稼働のほか、ライセンス料の削減、契約事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

地方自治法第 234 条の3、地方自治法施行令第 167 条の 17、総務省自治行政局長通知(平成 16 年総行第 143 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、川崎市、豊橋市、兵庫県、鳥取県、島根県、山陽小野田市、徳島県、愛媛県、うきは市、壱岐市、長与町

○ソフトウェアは、業務の安定運用の観点から複数年継続利用する運用が一般的であること、また、複数年継続契約によるライセンス料の割引がある商品も多いことから、事務負担及び費用削減が見込まれる。
○当市においても、ソフトウェアライセンスは、法令上及び条例上長期継続契約の対象となっていないことから、毎年度単年度契約している。これが長期継続契約の対象として法定され、条例上においても対象とされれば、ラ

イセンス料の削減や、契約事務負担の軽減等が見込まれる。

○従前はソフトウェア製品のパッケージを「購入」することで以後の利用権を半永続的に得ることができていたが、近年、パッケージそのものは購入せずに利用権のみを契約する形態のソフトウェアが登場しており、かつ複数年の契約を確約することで割引を得ることができるものも存在する。長期継続契約を可としていただくことで、契約行為に係る事務負担を軽減すると共に、ソフトウェア製品のライセンス利用料を軽減する効果が期待できる。

○現在、債務負担行為又は単年度契約で対応しているところであるが、長期継続契約の対象となれば、契約事務の負担軽減が図られる。

○当市でも、パソコンなど「物」を長期で使用する前提で事業を構築している場合に、ソフトのライセンスが原則単年度となるため、毎年度契約事務が発生するとともに、金額が上昇することがあり、事業計画が変わることがある。本提案により、契約事務の軽減及びライセンスの複数年度契約割引により、経費削減が期待できる。

各府省からの第1次回答

地方自治法施行令第167条の17では、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」について、長期継続契約を締結できるものとしている。本提案について、どのような対応が可能か検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第234条の3又は地方自治法施行令第167条の17の規定の見直し(長期継続契約の対象契約にソフトウェアのライセンス契約を追加)か、あるいは現行の法令で契約可能な場合その旨を通知等で明示していただくよう早期に御検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、引き続き可能な対応を検討してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止

提案団体

愛知県、横浜市、高知県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止については「平成27年度の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)(厚生労働省健康局難病対策課長)において、「廃止しない」として通知されているが、医療機関の窓口で医療保険の所得区分を確認できる新たな枠組みを構築のうえ、廃止する。

具体的な支障事例

都道府県等は、特定医療費の支給認定の申請がなされたときは、受給者に適用される医療保険の所得区分を、受給者が加入する保険者に対し照会を行い、医療受給者証に記載することとされており、従来から、下記の課題、支障が生じている。

照会に対する保険者からの回答に時間を要することにより、申請から医療受給者証発行までの期間が長期化しており、受給者に不利益(医療費立替負担)が生じている。

保険者による所得区分の記載ミスや、区分変更の際の連絡もれ、変更の際の連絡に時間を要すること等により、受給者が医療受給者証を医療機関に提示する際、所得区分が誤っている場合や最新でない場合があり(年間100件程度)、医療機関の事務に混乱を生じさせており、これに係る問合せも多い。

都道府県等が保険者に対し所得区分を照会し、照会結果を医療受給者証に記載する事務の負担は非常に大きい。

所得区分変更の場合は、保険者からの連絡により職権で医療受給者証を発行するため、受給者からの問い合わせが多い。また、医療受給者証の継続申請と所得区分の変更の医療受給者証発行のピークが重なっており、医療受給者証が受給者へ同時期に届くことがあり、受給者、医療機関に混乱を生じさせている。

上記について、平成28年12月27日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」に基づく対応について(最終的な対応方針)において、「保険者からの所得区分に係る回答や区分変更の連絡に時間を要している場合があるため、種々の機会を捉まえて関係部局と共に周知を図る。」とされたが、状況が改善されているとは言い難い。

また、「医療保険の所得区分を難病患者の特定医療に確実に適用させることを確保するための方法として、現時点において、医療受給者証に医療保険の所得区分を記載する以外の方法がない」とあるが、医療保険の所得区分を100%正確に医療受給者証に記載することは困難である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請から医療受給者証発行までの期間の短縮(2~3ヶ月→1.5~2.5ヶ月)。

医療受給者証に記載する所得区分の誤りや、医療受給者証を同時期に複数発行すること等による医療機関、受給者の混乱の解消が期待できる。

保険者への照会事務の廃止や、医療受給者証発行に要する期間の短縮により、医療費償還払い請求の減少

が見込まれるなど、事務負担の大幅な軽減に繋がる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項、健康保険法施行令第41条、健康保険法施行規則第98条の2、特定医療費の支給認定の実務上の取扱いについて(平成26年12月22日付け健疾発1222第1号厚生労働省健康局疾病対策課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、高崎市、千葉市、川崎市、新潟市、富山県、福井市、長野県、名古屋市、豊橋市、京都市、島根県、広島市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県

○新規申請や更新申請時のほか、加入医療保険の変更に伴う申請のたびに所得区分の確認が必要であり、受給者証発行までの期間の長期化や事務負担の増大につながっている。情報連携により、申請時の課税証明書の提出は原則不要としているが、社会保険及び国保組合に加入する患者には、所得区分の照会のために課税証明書の提出を求めている。

○保険者からの連絡漏れ等による適用区分相違による医療機関等からの照会や、年度切替時に保険者へ再照会しない限り非課税者の適用区分が変更になる等、適用区分記載における業務負担が大きい。

○一定期間経過しても回答のない保険者に対し確認を行っているため、業務の増につながっている。区分の変更について、保険者側で適切に処理されていないと思われるケースがある。

○所得区分の記載の廃止は強く求めるところである。なお、医療機関窓口において、所得区分の把握を可能とする枠組みを構築することが困難なのであれば、例えば一律「一般所得」で処理可能とする等の制度改正を求める。

○保険者による所得区分の記載ミスや区分変更の連絡もれの可能性を排除できないため、受給者証の変更の審査は慎重に行う必要があり、複数職員によるチェック体制を構築せざるを得ない状況となっている。

また、連絡もれについては、対応状況が保険者ごとにばらつきがあり(保険者への周知が徹底されていないと思われる)、対策に苦慮している。これに対する方策として、当県では、毎年の受給者証の更新に併せて、連絡もれの恐れがある168保険者(協会健保、後期高齢等除く)に対して連絡票を送付し、台帳への反映を行っている。この独自対応により医療機関での混乱は一定程度抑制されていると認識しているが、事務負担は増加している。なお、依然として適用区分の反映が遅れる事例は発生しており、更新時期においては数10件規模で受給者証の差し替え対応を行っているが、これは受給者に混乱を来すものではないかと懸念される。

○受給者証に記載するという特性から、適用区分が遡及的に変更となった場合において、自己負担上限額の変更等の理由により、受給者証に正確な適用区分を反映できない(又は反映に苦慮する)ケースが発生しており、受給者証に別制度の区分(適用区分)を記載する限り根本的に発生しうるものであり、事務側の努力や工夫で防ぐにも限界がある。

○所得区分が不明な場合、空欄のまま県から受給者証が発行されており、そのことについての医療機関等からの問い合わせが一定生じており、対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

都道府県等において指定難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、指定医療機関の窓口で所得区分を確認できる新たな枠組みを構築した上で、指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載の廃止を求めるものであり、公費負担医療制度の基本的考え方の変更までを求めるものではない。

医療受給者証に所得区分を記載する以外の方法で所得区分の確認を可能とすることで、医療受給者証への所得区分の記載が不要となり発行に要する期間が短縮されるため、受給者の手元に医療受給者証が早く届くとともに、都道府県等の事務負担を大きく軽減することができる考える。

加えて、所得区分の記載事務を廃止することによって、申請を行ってから受給者の手元に医療受給者証が届く時期を早められるため、償還払いに関し、その件数を抑えることができ、受給者の一時的な経済的負担の軽減や都道府県等の事務負担軽減が図られる。

よって、医療受給者証への所得区分の記載事務の廃止について、引き続き、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

本提案については、平成27年度にも同様の内容の提案がなされており、関係府省から示された「最終的な対応方針」もほぼ同じ趣旨のものであった。3年以上経った現在、保険者との連絡に時間を要している実態は全く改善されていない。所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法を確立するよう、迅速な検討を願いたい。

【広島市】

保険者照会に係る事務は、受給者証発行までの期間の長期化や、償還払いの増加を招いており、受給者にとって不利益が大きい。当該事務を廃止できないのであれば、効率化のための対応方法を早急に検討していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

指定難病の医療受給者証への医療保険の所得区分の記載は、自治体の負担が膨大であるため、廃止すべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において難病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者（受給者）が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し

提案団体

愛知県、埼玉県

制度の所管・関係府省

総務省、環境省

求める措置の具体的内容

法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壤汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。
また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。

具体的な支障事例

現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壤汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。
土地所有者等が、届出時点において土壤汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化

根拠法令等

土壤汚染対策法第3条第7項、第3条第8項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県

- 土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。
- 当市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壤汚染状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。
- ①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度 土壤汚

染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。②事務手続きの効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて)

土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。

そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。

一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。

このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。

そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。

このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

ただし、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。

※http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf

(法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について)

○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。

○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。

○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、裁量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。

○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。

○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。

(今後の運用について)

○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形で運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。

なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【三重県】

法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に予見可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。

しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解(一次回答)に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、予見可能性の有無の観点から、法制的に困難です。

また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一時的免除)を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとすることには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認(調査義務の一時的免除)を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り消し(同条第6項)や調査・報告命令(同条第8項)といった行政行為が必要と考えられます。

このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき予見可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。

なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

51

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイキーID設定支援計画に係る実施実績報告における「調査・照会(一斉調査)システム」の活用

提案団体

秋田県、男鹿市、大仙市、仙北市、小坂町、井川町、大湯村

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

毎月、都道府県が市町村分をとりまとめて報告している、マイキーID設定支援計画に係る実施実績について、「調査・照会(一斉調査)システム」を利用して、市町村が総務省に直接報告すること。
また、報告結果について、都道府県別に集計したものを当該システム上で閲覧できるようにすること。

具体的な支障事例

「マイキーID設定支援計画」については、各市町村が策定の上、設定支援に取り組み、各都道府県において、その実績報告を毎月とりまとめて電子データにより総務省に報告することとなっている。
各市町村の提出様式及び都道府県用のとりまとめ様式はエクセルファイルであるが、県では、市町村から提出されたエクセルファイルに含まれる都道府県集計用シート(7シート)から実績報告分の3シートを正しく抽出し、都道府県用のとりまとめ様式に転記して集計・作成する作業を全市町村(25市町村)分行っており、事務負担が大きくなっている。
また、とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体ごとの集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の事務負担が軽減される。また、都道府県別のデータが提供されることにより、マイキーID設定支援に係る取組にあたり参考とすることができる。

根拠法令等

令和元年9月27日付け行情第54号総務省自治行政局マイナポイント施策推進室長通知

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、花巻市、福島県、須賀川市、茨城県、相模原市、長野県、京都市、兵庫県、鳥取県、愛媛県、うきは市、宮崎県、沖縄県

○マイナポイントの実施が目前となっている現在、市民も関心を持っており、同時に市議会等からも注目されているものである。
しかし、マイナポイント予約であるマイキーID登録者数について、市町村別の統計は発表されておらず、今後の事業計画等を作成するにあたり、苦慮しているところである。

とりまとめ結果については、総務省からは、「マイキーID設定者数」として、個人での設定件数を含めた全国の積み上げデータのみ提供されているが、個人で設定した件数を含めた各団体の集計結果をシステム上で閲覧可能となれば、設定支援の取組にあたり非常に有用な情報となる。

○マイキーID 設定支援計画は、毎月 Excel ファイルを送付して回答する形となっているが、毎月の数値の積み上げには不要なシートも含まれており、また別途の「マイナンバーカード交付円滑化計画」の数値とも整合を図る必要があるため、マイナンバーカード交付円滑化計画も含めて「調査・照会（一斉調査）システム」を活用することで、調査回答する市町村・取りまとめを行う都道府県の双方の負担軽減を図っていただきたい。

○当県においても、県内の全市町村分の転記作業を行っており、事務負担が大きい。

また、市町村によっては、様式を変更して送付する場合があります、転記作業に支障となっている。

調査・照会（一斉調査）システムにより報告する方法となれば、未報告団体へ催促を行う事務を減らすことが期待できる。

各府省からの第1次回答

○市区町村からの直接の提出について

市区町村での本計画内容の促進を図る上で、都道府県で実施していただいている助言、促進等の支援は重要なものと考えており、引き続き、計画のとりまとめと併せた支援の御協力をいただきたいと考えている。

また、本計画内容の実施に要する経費については、マイナポイント事業費補助金で措置しているところであるが、当該補助金に係る市町村分の取りまとめ、審査、会計業務等は都道府県に事務委任しているところである。それぞれの内容は関連性が深く、本計画でも同様に、都道府県に取りまとめ等を実施いただくことが、それぞれの正確性の担保、確認作業の効率性につながると考えている。

○市町村別のマイキーID 設定者数について

システム上、マイキーID 設定者に関する住所情報は保有していないため、当該情報の提供は不可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○市区町村からの直接の提出について

・マイナポイント事業費補助金に係る事務委任との関連性が深いとの回答を得ているが、マイナポイント事業費補助金の交付申請書には、様式上、マイキーID 設定支援計画に関する事項を記載する必要は無いことに加え、事務手続き上も、マイキーID 設定支援計画を参考とする必要は現時点では生じていない。また、マイキーID 設定支援計画は県内全 25 市町村分をとりまとめる必要がある一方、令和2年度において、補助金を申請している市町村は8市1町であり、内容・数ともに関連性が深いとは言えないと考える。

・「調査・照会（一斉調査）システム」で県が各団体の回答確認ができるように設定した照会を発出していただければ、市町村への助言、促進等の支援は引き続き可能である。

・以上を踏まえ、「調査・照会（一斉調査）システム」を活用し、市町村から総務省へ直接報告してもらうことで、業務負担の軽減・業務の効率化に繋がるため、引き続き、取りまとめの方法を御検討いただきたい。

○市町村別のマイキーID 設定者数について

・マイキーID設定者数が情報提供不可であることは承知したが、今回提案しているのはマイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実施実績の情報提供であり、この点については、引き続きご検討いただきたい。

・「調査・照会（一斉調査）システム」により実績の回答を行うと、各団体の回答結果を CSV ファイルで一括して出力が可能であることから、加工や集計は容易なものとする。

・「調査・照会（一斉調査）システム」を用いた回答結果を総務省が集計し、都道府県ごとの数値として公表することで、報告結果をシステム上で閲覧できるようにしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

ご指摘の回答方式については、「CSV ファイルで一括して出力が可能」というご見解を踏まえると、「調査・照会（一斉調査）システム」を活用した WEB フォームでの回答方式を想定していることと想料するが、これは、システ

ム上、アンケート調査のような一問一答型の回答フォーマットであり、本件調査にそれを適用すると、問数が多くなる、回答様式が非常に煩雑となる等の運用面の懸念のほか、市区町村において過去からの推移や計画値とずれのチェック等が行えなくなるため、本報告による施策への効果が削減される懸念がある。

一般に、本件調査については、都道府県で各市区町村の実情等を踏まえて、市区町村から報告された実績値とマイキーID設定支援計画との齟齬の指摘、原回答の誤入力のチェック、個別の市区町村に対する回答の督促等を行っていただいていると承知しており、これらの作業は、回答の精度を上げるために極めて重要なものと考えられる。都道府県によるこれらの作業が引き続き行われ、回答の精度が担保されることを前提に、都道府県における転記等の作業の軽減等について、本件調査に係る国・都道府県・市区町村全体の事務負担のバランスを勘案しながら、検討して参りたい。

現行の方法でもご指摘の「マイキーID設定支援計画に係る市町村毎の実施実績の情報提供」については可能であることから、かかる情報提供は行う予定。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「都道府県別登録調査員研修」における研修対象者への周知・募集等の事務を研修受託事業者に委託すること

提案団体

秋田県、新潟県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

統計調査員確保対策事業のうち、総務大臣が実施する事業である「都道府県別登録調査員研修」について、都道府県が事務連絡による依頼に基づき行っている、研修対象者への周知・募集及び出席者への旅費支給等の事務を、都道府県ではなく、総務省が研修業務を委託する事業者に行わせていただきたい。

具体的な支障事例

「都道府県別登録調査員研修」は、統計調査員確保対策事業実施要領(以下「要領」という。)において、「7 総務大臣が実施する事業」に定められた事業であり、国が実施する統計調査の統計調査員となる意思を有する者として登録された、登録調査員を対象に行う研修で、総務省が、直接、事業者と委託契約を締結して実施している。

本来、都道府県の事務ではないが、事務連絡による依頼に基づき、研修対象者への周知・募集や、出席者への旅費支給等の事務を行っている。

県内の対象者約 1,300 名への開催通知の発送や、参加者約 100 名に係る名簿の作成、事前に提出されるワークシートのデータ化、旅費支給対象者への支給手続き等、事務量が膨大で、統計専任職員の削減が進む中、事務負担が増している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

周知・募集や旅費支給等の事務を都道府県で行う必要がなくなるため、都道府県の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

統計調査員確保対策事業実施要領(平成 17 年8月 15 日総務省政策統括官(統計基準担当)決定)、令和元年 5月 31 日付け総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室普及指導担当事務連絡

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、富山県、愛知県、愛媛県、高知県、宮崎県、沖縄県

○旅費支給対象者(約 80 名)への支給手続きなど事務負担が大きい。

○当県においても、総務省からの事務連絡による依頼に基づき、市町を通じて研修対象者への周知・募集を行っている。県内を3つの地域に分け、持ち回り開催としており、参加人数についてはさほど多くはないが、参加者への連絡、名簿等資料の作成、旅費支給手続き等の事務は発生するため、負担が生じているのが実情である。研修受託事業者に事務を委託できれば、都道府県の負担が軽減される。

○当県でも、研修出席者(50～70名程度)に対する旅費支給手続きの事務を行っており、事務負担が生じている。このため、制度改正により研修受託事業者に当該事務を委託することで都道府県の事務負担が軽減される。

○当県においては研修対象者への周知・募集は市町村に依頼しているものの、旅費支給等の事務は多大な負担となっており、特に研修当日は旅費請求書や振込口座登録票の確認等で多くの人員を割く必要があるため、委託業者に行わせていただくと大きく事務負担の軽減につながる。

各府省からの第1次回答

都道府県別登録調査員研修は、登録調査員が研修に参加できる機会を設けてほしいといった都道府県からの要望等を踏まえ、平成23年度から毎年度実施しているものである。

同研修は全都道府県で開催(令和元年度実績:全国約120か所で開催。受講者数は約4,400人)されるため、実施業務を請負業者(研修受託事業者)に委託して実施しており、平成23年度の開始時から、請負業者が研修の実施・運営に係る業務全般を行う一方、研修対象者への周知・募集や出席者名簿の作成・旅費支給等の業務については、都道府県の協力を得て実施している。このため、毎年、複数回の研修を実施し、研修対象者数や受講者数の多い都道府県においては、当該業務に相当の事務負担が生じているものと思われる。

その一方、当該業務を請負業者に委託するためには、研修対象となる全ての登録調査員の住所・氏名及び全ての研修出席者の預金口座等の個人情報、都道府県から請負業者に提供すること(以下「本取扱い」という。)が必要となる。請負業者への個人情報の提供については、登録調査員の強い忌避・拒否等が想定されるところ、本取扱いを理由として、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くのではないかと懸念がある。

また、本研修事業の受託実績のある事業者を確認したところ、本取扱いを契約の要件とした場合、情報漏えい等に対するリスク管理や事務・作業対応能力等の観点から契約が困難との見解が示されており、本研修のように全国で開催する大規模研修に対応出来る事業者も限られている中、本取扱いを契約の要件とすることは、本研修事業の実施自体を困難とする可能性が大きいと考える。

以上のことから、本研修事業の実施に当たっては、引き続き都道府県の協力が必要不可欠である中、研修対象である登録調査員の意向とともに、研修受託事業者の対応能力等にも十分に考慮する必要がある点について御理解を賜りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該研修は本来総務省が行うべきもので、担当者間の事務連絡のみを根拠に都道府県職員に旅費支給等の業務に従事させることは不適切と考える。都道府県に当該業務を委託するのであれば、委託申入れ書に当該業務を委託する旨を明記する等して、都道府県の業務であることを明確化するべきである。

また、当該業務に従事するため時間外勤務を余儀なくされる場合もあることから、仮に、統計専任職員配置費により手当てされているのであれば、都道府県の実情に応じて賃金や委託費に流用できるようにする等、用途を柔軟化していただきたい。

関係府省からの1次回答では、都道府県の協力を必要とする理由の一つに、委託事業者に個人情報を提供することについて登録調査員の強い忌避・拒否等が想定され、登録調査員数の減少等が懸念されることをあげているが、個人情報の取扱いについては契約により委託事業者に目的外の使用を禁ずるのが一般的であり、また、同意があった場合のみ都道府県から必要最低限の情報を提供することにすれば、拒否感を招くことはないと考えられる。強い忌避・拒否等が示された事例やそのように懸念されるとする客観的な論拠があればご教示いただきたい。

もう一つの理由に、当該研修を受託できる事業者に限られる中、さらに「本取扱いを契約の要件」とすると当該研修の実施が困難になることをあげているが、これは、受託実績がある事業者に聞き取り調査をした結果にすぎず、他に受託できる事業者がないとする客観的な論拠をお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高知県】

左記回答において示された、登録調査員数及び研修受講希望者数の減少を招くという懸念や、本取扱いを契約の要件とした場合の事業者との契約が困難といった点などについて、検証をいただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

(都道府県業務であることの明確化について)

総務大臣が実施する登録調査員を対象とする研修は、都道府県知事が総務大臣の委託を受けて行う事業として定めていることから一体的に実施されているものである。しかしながら、本研修に当たって総務省から委託している事業者と都道府県における業務分担が明確化されていないとの指摘を踏まえ、これらについて整理し当該事業者及び都道府県に対し周知を図ることとしたい。

(使途の柔軟化について)

「統計調査事務地方公共団体委託費」は国が都道府県知事に委託する統計調査の実施に必要な統計専任職員の整備維持を、「統計調査員確保対策事業委託費」はあらかじめ統計調査員となる意思を有する者(登録調査員)を登録し、統計調査員の確保とともにその資質の向上をそれぞれ目的として交付するものである。このように双方の委託費の目的は異なるため、使途の柔軟化は困難であると考えます。

(都道府県からの必要最低限の個人情報提供による研修実施等について)

研修対象者への周知・募集等に必要な氏名・住所・電話番号に係る情報は高いプライバシー性を有することから、第三者への提供は慎重になるものと考えられる。このため、研修対象者がこれらの情報提供を可能とする者に限られると研修の実効性や効果等に大きな支障をきたすものとする。一方、情報提供に同意しない者については従来どおり都道府県で対応することになると当該業務全体の効率的実施面から支障が生じる可能性があるものとする。

(提案意見を踏まえた研修受託事業者における対応可能性について)

本研修受託事業者は競争入札によって決定している。本研修の実効性や効果等の確保の観点から、全都道府県での開催対応に加え、オンライン調査に対応した操作実習等に係るノウハウ等を有するなど、高いレベルの対応能力を求めており、例年、入札事業者は2社程度である。今回、令和元年度の入札2事業者に対しヒアリングを行ったところ、従来の研修業務に加えて提案内容に係る業務に対応することは体制面・予算面からも困難であるとの見解が示された。

なお、令和3年度以降の研修実施に当たっては、今回の提案の趣旨も踏まえ、事務負担の軽減を図る観点から、都道府県に対し、必要に応じて研修の実施回数や規模の見直し等を検討することについて周知することとしたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

62

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

国民健康保険資格の職権喪失処理に係るマイナンバー情報連携の利用事務の拡大

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険資格の職権喪失処理効率化のため、資格喪失に係る届出の有無に関わらず、国保と社保で二重資格の可能性がある者について、情報提供ネットワークシステムを利用し、情報照会を可能とすることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。

資格喪失処理は、平成23年12月16日付保国発1216第1号厚労省保健局国民健康保険課長通知により、年金被保険者情報を活用した職権による資格喪失処理が認められている。

現状、当市では事業所へ文書照会をし回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っているが、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な事業所もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

事業所へ文書照会を行っている理由は扶養者の有無の確認(扶養者がいる場合は被保険者と合わせて資格喪失処理を行うため)と新保険の種類の確認(国民健康保険法第8条各号により国民健康保険組合とその他の健康保険では国民健康保険被保険者の資格喪失日が異なるため)をするためである。

【当市の職権による資格喪失処理手順】

- ① 日本年金機構から提供される年金1・3号喪失一覧表より、国民健康保険の資格喪失未届であると見込まれる者を抽出し、届出勧奨文書を送付する
- ② ねんきんネットで未届の対象者の事業所名を調べる
- ③ 自庁システム、インターネット等で事業所の住所と電話番号を調べる
- ④ 事業所への連絡し、対象者の在籍確認と照会文書の送付の了承を得る
- ⑤ 照会文書の作成。事業所へ文書送付
- ⑥ 事業所から回答書受理
- ⑦ 対象者の国保資格職権喪失

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【期待される効果】

事業所への文書照会をマイナンバー情報連携で代用することで、文書照会に係る事務時間の大幅な削減につながるうえ、職権喪失の割合が向上し、資格の適正化が図られる。

削減が見込まれる事務時間数(具体的な支障事例【当市の職権による資格喪失処理手順】②～⑥):3日(24時間)×12月=288時間/年

文書照会に係る郵便料金の削減
削減が見込まれる郵便料金：1件あたりの郵便料金：84円
ひと月の平均照会事業所数：20
 $84円 \times 2(往復分) \times 20件 / 月 \times 12か月 = 40,320円 / 年$
【その他事業所の期待される効果】
文書照会に係る事務時間の削減
削減が見込まれる事務時間数：
 $1時間 \times 20(事業所数) \times 12か月 = 240時間 / 年$

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める令第25条、国民健康保険法第6条、第8条、第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、須賀川市、ひたちなか市、川崎市、上田市、佐久市、浜松市、三島市、豊橋市、春日井市、小牧市、京都市、神戸市、加古川市、高松市、宇和島市、新居浜市、彦根市、熊本市

○当市においても、国民健康保険の資格喪失手続が未了であるために、他の健康保険と二重加入になっている被保険者の状況を解消すべく、年に複数回「資格喪失届出勤奨励通知」を発送するなど、事務の煩雑化が課題となっているもの。

○届出勤奨励事務や事業所への照会等に多くの時間と費用を費やしている状況である。

○国保脱退の未手続者に対し手続き奨励を行っているが、応答がない場合が多く、扶養者がいる場合などには対応に苦慮している。

○当市においても、資格喪失届がなされていない被保険者が一定数いる。提案市同様に、年金データを活用した届出勤奨励を行っているが、保険料に未納がある世帯の場合、届け出がなされず放置される傾向にある。また、年金機構から提供されているデータは、紙媒体であり、かつ事業者や加入している保険者の情報は無いため、職権で処理するためには事業所への照会など、多くの事務量がかかっている。さらには、短期間に被用者保険と国保を行き来している場合等は正確な資格情報の把握は困難であり、資格職権処理の大きな支障となっている。

○当市においても、社会保険に加入した場合に職場から新しい保険証が交付されていない等の理由で、被保険者による国保脱退の届出が遅れたり、単に被保険者が届出を忘れて資格を遡及して喪失したりするケースが多々あり、それに係る保険料の精算や保険給付の不当利得返還請求事務が発生している。

○当市においても、被保険者が国民健康保険の脱退未手続きによる他の健康保険との二重加入は課題となっている。

○国民健康保険の資格喪失に関する事項は、国民健康保険法第9条により、世帯主が市町村に申し出なければならないが、職場の健康保険に加入しても国保資格喪失未届の対象者が一定数存在する。資格喪失処理は職権処理が認められており、喪失状況把握のため保険者・事業所等へ文書照会をし、回答結果に基づき職権による資格喪失処理を行っている。しかし、事務処理に多大な時間を費やしているだけでなく、文書照会に非協力的な保険者・事業所等もあるため、必ずしも職権喪失につながっていない。

各府省からの第1次回答

【内閣府・総務省】

厚生労働省における検討を踏まえ、必要な対応を検討する。

【厚生労働省】

医療機関等において療養の給付等を受ける場合の被保険者資格の確認については、マイナンバーカード等によるオンライン資格確認を導入し、令和3年3月から本格運用を開始することとしている。

これに併せて、医療保険者向け中間サーバーに登録されている資格情報について、保険者間で資格が重複していないかを定期的にチェックし、通知を受けた保険者において資格重複状況一覧を出力することができる機能の実装を予定しており、これにより、各保険者において資格重複状況をより効率的かつ網羅的に把握し、資格管

理をより適切に実施することが可能となる。

なお、マイナンバー制度における情報連携の対象範囲については、関係各省と課題を整理し検討を進める。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【オンライン資格確認の活用】

保険者に提供される資格重複状況一覧の活用にあたって、次のことを検討していただきたい。

(1) 資格重複状況一覧ファイルについて、職権による資格喪失に活用できることを定める。

(2) 職権による資格喪失の事務手順(資格喪失届出勧奨を経ての職権による資格喪失処理)を保険者に対し早急に周知する。

① 国民健康保険資格喪失届出勧奨業務

資格重複状況一覧ファイルについては、日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供されている「第1号・第3号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表」の代わりとすることができ、被保険者に資格喪失届出勧奨を行うことを可能とする。

② 職権による資格喪失処理

①の勧奨によっても資格喪失届の提出がない場合については、資格重複状況一覧ファイル情報から職権による資格喪失手続きを可能とする。

(3) 将来的には資格重複状況一覧ファイルの情報を利用し、資格喪失届出の勧奨なしに、直ちに職権による資格喪失処理を可能とする。

【マイナンバー制度における情報連携の活用】

オンライン資格確認の活用について時間を要する場合や実現が困難な場合は、すでに稼働しているマイナンバー制度における情報連携について、活用を検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神戸市】

資格重複状況一覧に、被保険者名・保険者番号・記号番号・資格得喪日を出力することを求める。

上記項目を出力することにより、二重加入解消も確実に実施でき、届出勧奨事務や事業所への照会等の事務が削減につながる。

上記項目が出力できず、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会ができない場合、資格喪失届勧奨や事業所への照会の回答が必ずあるわけではない現状では、資格管理を適切に行うことが困難と考える。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○オンライン資格確認等システムの導入に伴い資格重複チェックが令和3年3月から開始されるのであれば、事務の効率化等の観点から処理手続やシステム環境等の検討・整備を速やかに行うとともに、市町村側が滞りなく運用開始できるようその内容を早急に保険者に周知いただきたい。

○資格重複チェックの機能で市町村が資格重複状況を把握できるようになるのであれば、被保険者及び市町村の負担軽減の観点から、勧奨文書なしで職権による資格喪失が可能となるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【資格重複チェック機能について】

・市町村国保においては国保情報集約システムを活用するため、該当保険者に通知することなく、資格重複状況結果一覧を取得できるよう調整する。

・ファイルの形式はCSVとする。記載項目も各団体から提示いただいた内容を概ね満たしている。CSVについては項目名をヘッダーとして付すため、Excelで確認することで目視確認も容易である。PDFについては追加改修が必要なため、現時点で提供の予定はない。

・資格重複状況結果一覧の詳細については、令和2年4月30日に国保保険者標準事務処理システムサポートサイトにて国保情報集約システム 外部インタフェース仕様書―別冊―にて公開しているため確認されたい。

【職権喪失について】

- ・令和3年3月時点において資格重複状況結果一覧は事業所照会の代替手法とし、本人に届出の勧奨通知を送付する事については継続して求めるものと整理する。
- ・職権喪失処理のプロセスや条件については整理の上、市町村にお示しする。
- ・オンライン資格確認稼働後において各医療保険者が登録する資格情報の状況を判断し、職権喪失に係る根拠となり得ると判断出来た場合、資格重複状況結果一覧を契機とする職権喪失についても、速やかに検討するものである。
- ・対象者への届け出の勧奨については、提案団体提出資料に記載いただいている通り、勧奨を行うことで半数の被保険者から届け出が提出していただけている。勧奨のない職権喪失は頻繁に国保と社保の異動を行う場合など、対象者が自覚すること無く、無保険状態を誘発しうることから、今後も勧奨は必要なものである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

88

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

既存の集計システムを活用した調査とりまとめ事務の効率化

提案団体

千葉県、秋田県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

都道府県が市町村分を取りまとめる必要のある調査に関しては、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会(一斉調査)システム」や「デジタルPMO」など既存の集計システムを活用すること。

具体的な支障事例

当課は総務省から市町村も対象とした調査・照会を受けるが、調査・照会はメールで送付され、エクセル等に内容を入力し回答する形となっている。

また、併せて市町村分の回答を取りまとめ、内容を確認した上で、一つのファイルにまとめ国等へ回答している。

仮に1調査で様式が6つあった場合、市町村分のファイルは320ファイルとなるが(54市町村×6様式)、メールを確認・フォルダーへ移行・内容確認・集計ファイルへのコピーなど、集計作業に係る一連の作業に1ファイル毎5分かかった場合、1つの回答を取りまとめるのに4日程度の作業量を要する。また、修正があった場合はさらに作業量が増え、職員に掛かる負担は非常に重く、さらに複数の調査が重なった場合は、職員の負担はより増すこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

集計システムを活用できれば、メールの確認・ファイルへの移動・集計の作業がシステム上、一括で行えるため、時間の短縮が図られる。

また、調査に回答する自治体としてもより内容の確認のための時間を確保することが可能となり、回答の精度が上がる。

業務の効率化は残業時間の削減や他の業務の充実に資するため、県民サービスの向上につながる。

根拠法令等

自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査
自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査
情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検
「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」の調査情報照会予定件数等の調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

須賀川市、栃木県、文京区、京都市、兵庫県、鳥取県、岡山県、福岡県、宮崎市

○「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」の活用することによって、市町村から都道府県への回答期限の延長などが見込めることから、効果があると考えます。

各府省からの第1次回答

（自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査）

ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいりたい。

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

情報提供ネットワークシステムに接続する全ての機関に対し、接続運用規程に基づき、安全管理措置の自己点検を課しており、都道府県には、自己点検票（1つのエクセルファイルで1シート）の報告とともに、審査者として、都道府県内の各市区町村の自己点検（同）の内容を確認・把握し、とりまとめて報告することを求めている。

報告は、既に本システムの「情報共有サイト」の申請ワークフロー機能を活用して行っており、その中で、都道府県において、市区町村の自己点検票を1つの ZIP ファイルにまとめて、総務省に報告することをお願いしているが、支障事例として記載されているような、1つの集計ファイルに各自己点検票の記載内容をコピーすることは求めていない。

しかしながら、都道府県に1つの ZIP ファイルにまとめる必要がないよう、「情報共有サイト」を改善できるよう検討したい。

なお、都道府県が審査を行う上で、御提案のうち「地域の元気創造プラットフォーム」は活用可能と考えるが、「情報共有サイト」のようにシステム上での差し戻し等ができないため、引き続き「情報共有サイト」を活用した方が効率的な面もあると考えている。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

都道府県による、管内市区町村の回答の取りまとめを必要としない。また、本調査で一斉調査システムを使用した場合、前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

現在検討中とされている、情報提供 NWS における接続・変更申請の Web ベースでの環境構築が、本件においても有効に機能すると思われる。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

取りまとめが必要な調査である。管内市区町村は都道府県に回答することとされており、進捗管理も含め取りまとめを要求されている。また、前年度回答を管内市町村に個別に配布することを求められており、1団体ずつのメール送信も負担となっている。

本調査で一斉調査システムを使用した場合、確かに、最初は前年度回答をシステム上で参照できない。しかしながら、前年度の回答は各団体が保有しているはずであり、そうでない団体のみ個別対応すればよい。また、1度一斉調査システムを使用すれば、以後の調査ではシステムから前年度回答にアクセスできるようになるため、「前年度回答を参照できないため、回答に係る事務負担は増大する」という指摘は当たらない。さらに、貴省においても前年度回答の配布を省略でき、事務負担の軽減が見込まれる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

（自治体情報システム構造改革推進事業に関する調査、自治体情報システムのクラウド化に関する取組状況等の調査）

第1次回答のとおり、ご提案いただいたご意見を踏まえ、「地域の元気創造プラットフォーム調査・照会（一斉調査）システム」を活用して本調査を行うことを検討してまいりたい。

（防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画に係る調査）

地方局に対し、本調査は都道府県による取りまとめを要しないこと、また本調査に係る各種事務についても取りまとめ等を強制しないよう改めて周知した。

また、本調査は、各県、各市町村が多数の Wi-Fi 整備予定箇所（県ならば高等学校、県立博物館等、市町村ならば小中学校、公園等）について、整備済みか否か等を整備予定箇所ごとに回答することを求めるものであるため、調査対象の団体ごとに調査票を作成し、各団体が、各整備予定箇所について前年度の状況を踏まえて回答可能にすることで、事務負担の軽減を図っている。したがって、同一の項目について照会を行う一斉照会システムの利用は馴染まない。

（情報提供ネットワークシステム接続運用規程に基づく安全管理措置の自己点検）

ご指摘のとおり、現在、次期「情報共有サイト」の検討を行っており、都道府県が1つの ZIP ファイルにまとめる必要がないことにする等の改善を図ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

97

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

公務員獣医師の給与基準の見直し

提案団体

徳島県、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

公務員獣医師の給与改善に障壁となる基準の見直し。(医療職給料表(二)以外の給料表の適用可否について明らかにすること。)

具体的な支障事例

経済のグローバル化により、人やモノの交流が広域化する中、家畜伝染病の侵入リスクへの対応をはじめ、食品に対する安全性の確保に向けた取組や動物由来感染症への対応など、多様かつ専門的な知識に基づく公務員獣医師の役割や責務が増大している。

獣医関係大学の卒業生の進路は、犬、猫等の小動物臨床分野、また、都市圏、畜産地帯に偏在しており、公務員獣医師の希望者が少ない状況の中、特に「地方」においては、増大する重要な業務に必要となる公務員獣医師の確保が困難となっている。

自治庁次長通知(「地方公務員の給与制度等の改正について」昭和32年6月1日自乙公発第51号)により、適用する給料表の種類等が定められており、各自治体の状況を踏まえた給与制度を構築する上で障壁となっている。

・過去10年間の競争倍率 約1.3倍

※受験者87名中67名に内定

※67名中14名が内定後に採用辞退

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

獣医師としての「高度な専門技術と知識」により果たしている公務員獣医師の役割と社会的評価に見合った処遇の改善

根拠法令等

S32.6.1自乙公発第51号

各都道府県知事、都道府県人事委員会委員長あて自治庁次長通知(地方公務員の給与制度等の改正について)

第1 1(1)ハ及び2(5)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、千葉県、石井町、松山市、高知県、長崎市、小値賀町

○当市でもこれまでに獣医師の募集を行っているが、過去5年間には内定後辞退者が続いたほか、昨年度は応募がない状況であった。獣医師の確保に苦慮しているため、処遇改善により公務員獣医師の受験者の増加、優秀な人材の確保に繋がると考えている。

○当市では、平成30年度から初任給調整手当を改正し、多少なりとも手厚くはなっているものの、給料面では獣医師に適用する給料表の種類等が定められており、処遇改善のための給与制度を構築する上で障壁となっている。

・過去10年間の競争倍率（最終合格者／1次受験者）約1.8倍
（内定8名、受験者14名）（8名中4名が内定後辞退）

▶R1年度：受験0名

▶H30年度：1.5倍（合格2名、受験3名）

▶H29年度：1.0倍（合格1名、受験1名）

▶H28年度：1.5倍（合格2名、受験3名）

▶H27年度：1.0倍（合格3名、受験3名）

▶H26年度：受験0名

▶H25年度：募集なし

▶H24年度：（合格0名、受験1名）

▶H23年度：（合格0名、受験3名）

▶H22年度：募集なし

○獣医師については、獣医大学卒業者の多くが民間企業への就職を希望しており、当市では、雇用困難な状況が続いている。その要因のひとつとして、適用する医療職給料表(二)の給与水準が低いことが要因となっている。

○獣医師については、平成22年度から継続して募集を行っているが、応募のない年や応募があっても1～2名程度とその確保が困難な状況が続いている。

○直近5カ年（H28年度～令和2年度）の採用予定に対する採用の割合は4割程度に留まっており、採用困難な状況が続いている。

○当県においても、他県の状況等を踏まえ、給料の調整額や初任給調整手当を措置するなどしているが、職員団体から、毎年、公務員獣医師の待遇改善を求められており、当県の獣医師会からも、H28年度以降、毎年、医療職給料表(一)の適用又は専門職給料表の新設、初任給及び初任給調整手当、給料の調整額の改善が要請されている。

各府省からの第1次回答

獣医師としての資格を有し、家畜衛生保健所等において獣医師としての本来の業務に従事している者については、国家公務員の医療職俸給表(二)に相当する給料表を適用するよう総務省から助言しているが、獣医師を含む地方公務員の給与は、地方公務員法をはじめとする関係法令に基づき、各地方公共団体の条例において定められるべきものである。

なお、地方公共団体によっては、獣医師について初任給調整手当や特殊勤務手当等で処遇する団体もあるところであり、これらの手当の支給についても、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

手当の支給については、各団体の実情に応じ、それぞれの手当の趣旨を踏まえ、各団体において判断すべきものと明記していただいたところである。

については、獣医師を含む各団体の職員に適用する給料表の種類に関しても、関係法令に基づき、各団体の条例で定めるべきことは踏まえた上で、それぞれの実情に応じ、各団体の判断において行うこととしてよいか明確な回答をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

獣医師としての資格を有し、家畜衛生保健所等において獣医師としての本来の業務に従事している者については、国家公務員の医療職俸給表(二)に相当する給料表を適用するよう総務省から助言しているが、獣医師に支給される手当に加え、給料表を含む地方公務員の給与は、地方公務員法をはじめとする関係法令に基づき、各地方公共団体の条例において定められるべきものであることは1次回答のとおりであり、その趣旨を踏まえ、対応されたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

103

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

認定電気通信事業者による農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整を不要とすること

提案団体

奈良県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

認定電気通信事業者による中継施設等の敷地に供するための農地転用に必要とされる都道府県知事等に対する調整について、一定規模以下の調整については、調整不要とする等の運用の見直しを求める。

具体的な支障事例

認定電気通信事業者による携帯電話の基地局(中継施設)設置に伴う農地転用については、「中継施設の設置に係る用地取得前に、その事業計画書について都道府県農地担当部局長に説明を行い、中継施設の設置と土地利用事業等農業関係公共事業及び農作業等農業上の土地利用との調整を図ること。」(認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡))とされている。しかし、中継施設設置のための農地転用は、毎年30~50件程度あり、その多くは農地のごく一部を転用するのみで農業への影響は小さい。

ところが、現状では規模等にかかわらず、文書による調整を事業者に求めている。事業者は県との調整に当たって事業計画書や図面等の添付書類を準備する必要があり、県としても事業計画の精査等の事務のみならず、必要書類が不足する場合は事業者への補正指示や、農業委員会との調整にも時間を要しており、事業者に回答するまで提出書類一式が揃ってから、大体2週間程度かかっており、事業者と行政双方にとって負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の判断により協議の要否を決定できる運用とすることで、事業者は小規模な基地局の転用等については協議に必要な書類の作成を省略でき、速やかに事業に着手できる。また、都道府県も農業への影響の大きい転用事業についてのみ事業計画の精査や事業者への指導を行うことで、行政事務の効率化を図ることができる。

根拠法令等

農地法施行規則第29条及び第53条、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて(平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡)、農地法施行規則第五条および第七条の一部改正について(昭和45年10月7日付45農地B第2921農林省農地局長通達)、農地法施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和60年12月9日付60構改B第1685農林水産事務次官通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

京都市、大阪府、徳島県

○中継施設の設置について、昨年度の転用面積は1件当たり2.5㎡～10.5㎡と小規模であり、調整の必要性は認められない。

各府省からの第1次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整については、認定電気通信事業者が農地に中継施設等を設置する場合は、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可が不要であるものの、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障を未然に防止し、農業と電気通信事業の円滑な実施を図ることが望ましいとの考えから、あくまでも技術的助言として示しているものである。
したがって、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、こうした支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整についての現行の通知では、認定電気通信事業者が農地に中継施設を設置する場合は、常に調整を要するものと解釈するのが自然である。そのため、当該施設の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が少ないと判断できる場合には調整を要しないとといったルール等を農地転用許可権者が示せば、中継施設であっても調整不要という運用で差し支えないのであれば、改めて通知等によりその旨を明示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

認定電気通信事業者と都道府県知事等との農業上の土地利用との調整について、農地転用許可権者において、あらかじめ必要なルール等を定めた上で、中継施設等の設置に伴う土地改良事業等への支障や周辺農地における農業への支障が生じるおそれがないと判断されるものについて、当該調整を不要とする運用をして差し支えない旨、通知等により明示することとしたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

世帯分離届の申請に係る認定基準の明確化

提案団体

佐野市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

世帯について、定義や確認方法について明示すること。

具体的な支障事例

住民基本台帳事務処理要領によると、「世帯」は、「居住と生計をともにする社会生活上の単位」とされており、同じ家屋(住所)に住んでいても、事実上生計を別にしていれば分離することも可能であるとされている。しかし、生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

全国で統一的な考え方に基づいて世帯が構成される。結果的に、社会保障制度が健全に運営されることとなる。

根拠法令等

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)
住民基本台帳事務処理要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、盛岡市、いわき市、ひたちなか市、柏市、横浜市、川崎市、相模原市、滑川市、福井市、高山市、富士市、湖西市、犬山市、京都市、大阪府、八尾市、和泉市、東大阪市、兵庫県、米子市、徳島市、高松市、大牟田市、五島市、竹田市、宮崎市

○夫婦で世帯分離をしたいとの住民異動届が窓口に提出され、対応に苦慮した事例がある。夫婦間には扶助義務があることを説明し一旦はお帰りいただいたが、なかなかご納得いただけず、別生計の夫に特別定額給付金が支給されることに強い不満を示された。世帯分離を受理する際、特段の判断基準は設けておらず、申出者への慎重な聞き取りによる確認後、異動届書の備考欄に別生計である旨の署名を記載いただいている。世帯分離の認定基準、事実確認方法等の明確化については必要性を感じている。分離だけでなく合併についても認定基準の設定が難しい。

○新型コロナウイルスによる特別定額給付金支給の関係で、当初各世帯に一律一定額を支給とのことから「世帯分離したほうが有利」などといった声があった。また、インターネットなどで介護保険や後期高齢者医療等の関係で、世帯分離したほうが有利との情報もあり世帯分離の相談も多い。住民基本台帳上では「事実上生計を別

にしていれば分離が可能」とされているものの明確な基準・確認方法が全国的に統一されていないため、県内であっても「疎明資料の添付が必要な市町村」や「聞き取りのみの市町村」など運用が異なる。あきらかに同一生計であるにも関わらず「他市に確認したら世帯分離できるのに、なぜ世帯分離できないのか」「世帯分離すると金銭的に安くなると聞いた、なぜ転入時に教えてくれなかったのか」などの苦情も聞かれる。有利・不利で世帯分離や世帯合併を希望する方々もいることから、全国的に統一した基準、確認方法が必要と思われる。

○生計が異なるとして世帯分離を申請した場合、市町村により事実確認の有無・方法、受理の取扱に差異が生じているものと思われる。

○統一的な考え方がないため、他市町村と比較されると説明が難しい。特に夫婦間の世帯分離については、対応に苦慮している。統一ルール策定が強く望まれる。

○「世帯」の考え方については、原則を生計同一としているが、社会情勢や経済の変化により、生活形態が多様化している。その中で、市民から世帯分離の申し出があった場合、受理できると判断するためには「生計同一」のみの解釈では困難な状況となりつつある。このことにより、国において「生計同一」以外にも世帯分離を可能とする条件等を整理し通知するべきと考える。

○当市においても世帯分離の可否の判断に苦慮しており、統一的な基準があると住民に対して明確な説明ができるようになる。

○特に国民健康保険料や介護保険料等に絡んだ世帯分離の相談が多く、世帯分離の明確な確認方法がないため、対応に苦慮している。

○当団体にも、管内市町村より、世帯分離の基準等が明示されていないことによる問い合わせが寄せられている。

○世帯分離については、異動日の規定が明確にされておらず、遡及した日では関係部署によっては手続き上不便を講じることになる。

○特別定額給付金をめぐって自治体ごとの世帯の考え方の違いでトラブルが多かったため、統一的な考え方が欲しい。

各府省からの第1次回答

世帯変更届の受理に際し、市区町村長は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第34条第3項の規定により、必要があると認めるときは、関係人に対して質問などを行うことができるが、その運用には、住民のプライバシー保護にも配慮する必要があるとあり、全国一律の審査基準の設定については、慎重であるべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住民のプライバシー保護にも配慮する必要があるとあり、全国一律の審査基準の設定については慎重であるべき」と示されておりますが、住民のプライバシー保護は大変重要であることは十分理解しており、それを踏まえた上で日々の業務に取り組んでおります。しかしながら、プライバシー保護へ配慮することと、世帯についての定義を定めることや確認方法を明確化するという解釈や運用基準の統一化を図ることは別問題であると考えます。日々の業務において住民のプライバシー部分について知る必要があるため聴取等を行います。守秘義務を遵守したうえで、プライバシーの保護には十分配慮しており、それは他の自治体でも同様であるはずで、全国各自治体がこのような体制を敷いている中で、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由はどのようなことからでしょうか。

各自治体より寄せられた支障事例にあるように、世帯についての解釈が不明確なことや運用基準がないことに起因した多くの混乱が生じています。

これを解消するためにも、世帯に関する全国統一の解釈や運用基準の設定を強く望みます。特に、住民基本台帳事務処理要領において世帯の定義を「居住と生計をともにする」とありますが、この「生計をともにする」の基準が必要であると考えます。

また、住民基本台帳法第34条第3項を用いて、「必要があると認めるとき」は、関係人に対して質問をするなど調査することができるとしておりますが、これはどのような場合を想定しているのでしょうか。世帯分離の申請に関し、この「必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場合なのか、住民基本台帳事務処理要領等において、明記すべきと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【福井市】
住民基本台帳法第34条第3項に規定する「必要があると認めるとき」とは、市町村長が判断するものと解されるが、この規定が全国的に明確な基準なく運用された場合、市町村によって必要以上にプライバシーに立ち入っ

た質問や文書の提示を求める事例が発生する恐れが懸念される。プライバシー保護に関しては市町村に判断させるのではなく、ある程度の全国的な基準の設定を求める。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、プライバシー保護への配慮を前提とした解釈や運用基準を示すことができない理由について尋ねられているが、住民基本台帳事務は自治事務であり、世帯変更届に係る事務においても、昭和42年以来、約50年以上の長きにわたり、各市町村長が地域の実情を加味しながら運用されてきたものであり、個人により多様な生活スタイルが予想され、また地域によっても世帯や家族の居住の在り方が多様となっている中において、当該届出を受理する都度、生計維持関係にある事実を証明させるために、例えば、当該届出者及び世帯員等の生活実態や収入の状況、キッチン、浴室等住居の間取り、個別生計の依存度等の審査基準を設け、全国一律の審査(聴聞・資料の提出等)を行わせ、当該届出の受理・不受理を判断することは、世帯構成を変更するという当該届出事務を通して、市町村長が一律に住民のプライバシー立ち入ることになりかねないのではないか、と懸念している。実務上も、手続に要する時間や住民との新たなトラブルの増大等が予想され、かえって市町村の運用を阻害し、要望の趣旨にも結果としてそぐわないものとなりかねないと考えている。

上記を踏まえると、提案のように基準を明確化しこれを適用することと、住民のプライバシーや手続負担への考慮、市町村の窓口負担の観点を両立させることは困難である。

また、「各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解」において、住民基本台帳法第34条第3項にいう「必要があると認めるとき」について尋ねられているが、個別の届出事案ごとに観点等も様々であることを踏まえ、市町村長が必要と認める限りその理由には特別の制限はないが、住民から届出があった場合においてその届出が事実と反する疑いのある場合、委員会等他の行政機関からの通知又は通報を受けた場合において住民票の記載事項に事実と反する疑いがある場合等が考えられると解されているものである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

109

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

個人番号カード利用環境整備費補助金申請における押印の省略

提案団体

佐野市、野洲市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

個人番号カード利用環境整備費補助金申請について、公印の押印を省略できることとすること。
併せて、書面の提出を不要とし、データ提出のみとすること。

具体的な支障事例

当該補助金申請手続では、タイトなスケジュールの中、提出書類の準備をしており、その内の様式第一号の申請書においては、公印の押印が必要とされている。
公印の押印には所定の手続が伴うとともに、個人番号カードに係る申請者が一定程度増加しつつある中、これに係る事務量も増加しつつあり、少なからず事務負担となっている。
昨今の情勢に鑑み、今後も在宅勤務やサテライトオフィスでの勤務等を励行していくにあたり、職員が事務所に出勤して直接手続を行わなければならない事務が少しでも見直されていくことで、更なるテレワークの推進につながると思われる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

公印の押印を廃止することにより、押印に係る事務負担が減り、また、事務所への出勤が不要となることから、多様な働き方が選択可能となり、事務の効率化が図られる。
また、公印の押印が不要となれば、申請手続において紙媒体での提出に縛られることがなくなるため、データでの提出のみとすることも可能となり、郵送にかかる時間を考慮し逆算して設けられていた提出締切を多少伸ばすことができるため、申請手続に係るスケジュールに余裕が生まれる。

根拠法令等

個人番号カード利用環境整備費補助金交付要綱第7条第1項、第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

秋田市、須賀川市、栃木県、新座市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、高山市、京都市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、うきは市

○後継事業のマイナポイント事業費補助金交付要綱第7条第1項及び第3項より、都道府県知事は市町村から交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し調書を作成の上、当該調書の写しを添付して総務大臣に提出しなければならない。
提案の実施に際し、申請内容の審査に支障が生じないよう公文書の真正性及び公信性を表す公印押印に代わ

る手段の併用が必要と考えられる。

補助金の交付には申請以外に変更、実績報告、精算等必要書類の作成、提出、審査、記載事項の転記集計、通知等事務がある。関係者の事務軽減を図るため、「調査・照会(一斉調査)システム」あるいは「補助金申請システム(jGrants:経済産業省)」のような既存システムを参考に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の2「電磁的記録の作成」及び同条の3「電磁的方法による提出」に基づき、電子化を検討していただきたい。

○交付申請や実績報告等の各種手続期限が非常にタイトであり、各自治体で取り纏めるための時間もそれに合わせて非常に短くなるため、事務ミスにつながってしまうのではないかと懸念がある。一定の取纏め期間を確保するという意味において、また、ペーパーレスが叫ばれる現在においてデータのみでの提出には賛成である。

○社会保障税番号整備費補助金・個人番号カード交付事務費補助金・個人番号カード交付事業費補助金についても同様に押印省略としていただきたい。

○事前確認の分スケジュールはタイトとなっており、公印の押印が不要となれば提出スケジュールに余裕ができるほか、テレワークの推進ができる等のメリットがある。

○マイナンバー関係には複数の補助金があるが、いずれも提案団体が求めるとおり、タイトなスケジュールで申請等を行うため、公印の押印及び書面での郵送が申請団体の負担となっており、書面での押印処理がテレワーク勤務の関係で課題がある。

一方で、公印は書類の真正性を担保するものであり、押印に代わって電子上で真正性を担保できる制度の創設等を検討いただくことが望ましい。

○提案団体からの記載にもある通り、非常にタイトなスケジュールでの書類提出を求められており、また県側も精査するスケジュールがタイトとなっており、市町村が県の定めた申請書提出日以内に提出したとしても、県からの修正依頼は軽微な修正・再提出であっても総務省に提出する締切日の直前となるといった事例が散見される。

lg.jpドメインからの送信メールであれば当該自治体からの申請である保証は一定担保されるので、押印の省略を可とするとともに、メールによるデータでの提出を可としていただきたい。

各府省からの第1次回答

本補助金の書類への押印は、本補助金交付要綱で、様式にある「印」の記載をもとに求めているもの。いただいたご意見を踏まえ、交付要綱改正により、押印を求めないものにすることを検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

公印の押印が不要となれば、申請手続においてデータでの提出が可能となり、事務の効率化につなげることができるため、ご回答のとおり交付要綱を改正し、押印を求めないものにするについて、速やかに検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

令和2年8月3日付けで交付要綱を改正し、ご要望どおり対応済み(各地方公共団体に8月4日に通知済み。)

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

119

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳法上の届出を電子申請可能とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

内閣官房、総務省

求める措置の具体的内容

転入届を始めとする住民基本台帳法上の届出について、電子申請を可能にするための法整備を行う。

具体的な支障事例

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法・令和元年法律第16号)の一部の施行により、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結するための取組(デジタルファースト)が求められている。

一方、「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行うこととされている。しかしながら、電子化の進展により、住所変更等の手続は電子申請が技術的には可能であるにもかかわらず窓口への来庁を求めることによって、市区町村窓口の慢性的な混雑を生じさせており、申請者の利便性及び業務の効率化の双方の点で支障が生じている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を認めることにより、申請者の利便性を高めるだけでなく、市区町村窓口の混雑を解消できるため、事務の効率化につながる。

根拠法令等

住民基本台帳法第22条から第27条、住民基本台帳法施行令第11条、住民基本台帳法施行規則第52条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、苫小牧市、秋田市、郡山市、いわき市、須賀川市、ひたちなか市、千葉市、柏市、川崎市、相模原市、加賀市、高山市、豊橋市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、岡山県、広島市、高松市、大牟田市、五島市、熊本市、竹田市

○当市でも、毎年春の住民異動繁忙期は窓口が混雑し、長時間の待ち時間が発生しており対応に苦慮している。転入時は個人番号カードの書き換えや、保健、子ども関係の手続き等、本人(届出人)に確認することが多岐にわたるため、デジタル化する事でやり取りが煩雑になる事も考えられるが、窓口の混雑解消がメリットとして

大きいため検討を進めてほしい。

○安全性の高いシステムが前提となるが、可能であれば様々な効果が見込まれる。ただし、個人番号カードへの転入住所の記載など解決すべき問題もある。

○個人番号カードの電子証明書等を用いて本人確認手段を担保した上で住所変更等手続きの電子申請を行うことは、窓口混雑緩和及び役所の開庁時間に来庁することができない市民にとってサービス向上に繋がるものである。しかし、当県において、電子申請のシステムは県が構築しているものであるため、市単独で改修等を行うことは困難である。そのため、電子申請を可能としようとする県単位での改修となり県及び市にとっても相当な財政負担を強いられるものである。国において、制度を整備するとともに財政面での補助について検討することを希望する。

○住民異動届の電子申請を認めることで窓口への来庁が不要となり、繁忙期の混雑が緩和されるとともに、仕事等で開庁時間に手続きできない方も届出が可能になり市民サービスの向上につながる。

○窓口への来庁が不要になれば、混雑緩和につながるため、本人はもとより、他の来庁者の待ち時間の緩和も期待できる。課題として、住民基本台帳法上の手続き以外の手続きが必要となる場合には、来庁が必要となるため、それらの電子申請についても整備が必要となる。

○申請者の利便性を高めることその他、個人番号カードの交付件数増加についても期待が持てる。

○当市でも「転入届・転出届・転居届」等の住民基本台帳法上の届出を行う場合、法令上は届出の際に窓口来庁を要する旨が記載されており、市区町村に届出本人または代理人が来庁して手続を行っている。個人番号カードを利用することで、簡素化されることが望まれる。

○毎年3月、4月の引越しシーズンには窓口が非常に混雑することから、制度改正により窓口混雑の解消及び業務の効率化が図られる。

各府省からの第1次回答

個人番号カードの交付を受けている者による転出届については、既にオンラインで行うことが可能である。

一方、転入届、転居届及び世帯変更届については、これが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該記載又は修正後の住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である。加えて、転入時に記載事項を変更する必要がある個人番号カード及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書は、このような厳格な審査を経て調製される住民票を基礎としており、それを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、他の様々な手続のオンライン化を可能とする基盤となっているところであり、こうした観点からも、転入届、転居届及び世帯変更届については、対面で実施することが必要不可欠である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

転入届等の際に「届出者の実在性及び本人性を厳格に対面で確認することが不可欠である」との見解であるが、個人番号カードの交付を受けている者に対しては既に対面での厳格な本人確認が実施されており、電子証明書を用いた手続き(e-TAX、特別定額給付金申請等)を既に電子申請で利用できている。このことから、個人番号カードの交付を受けている者に対しては、本人確認の手段は電子申請における暗証番号入力で足りるため、転入届等の度に対面での本人確認を行う必要性は薄いと考えられる。

また、市区町村窓口における混雑の緩和を図るためにも、転入届等の電子申請を可能とすることは、自治体及び届出人の双方にとって高い効果が見込まれるため、改めて電子申請を可能にするための法整備を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【いわき市】

届出人の実在性及び本人性を対面による確認のみで行うほかに、電子的個人認証による届出人の実在性及び本人性を技術的及び法的に構築・整備することにより、国が構想するスマート自治体への転換が可能になると考えます。

【千葉市】

個人番号カードの公的個人認証は制度面・システム面の両方で高度なセキュリティが担保されており、対面による本人確認に相当する信頼性を有するものと考えられる。デジタル手続法の目指すオンライン化の社会を実現するためにも、個人番号カードを利用した転入・転出・転居届手続きを可能とする法整備を要望する。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、ワンストップ窓口による処理等現場の実務面を考慮すべきといった意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、転入届、転居届及び世帯変更届については、届出者の本人確認を行った上で、その届出者及び届出内容の実在性(本人が当該住所に居住している事実や世帯変更をしている事実)を届出者を通して厳格に確認する必要があることから、対面による手続が不可欠であると考えている。

更に、転入及び転居時には、住所変更等に伴い個人番号カードの記載事項及びこれに記録される公的個人認証の電子証明書の記録事項を変更する必要がある、この点でも窓口での手続を要することとなる。

ただ、個人番号カードを用いて住所変更等の手続の利便性を高めることは重要であると認識しており、自治体手続における引越しワンストップサービスについて、「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)等に基づき、内閣官房及び総務省において、必要な制度を検討しているところである。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすること

提案団体

特別区長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

在留カードまたは特別永住者証明書(以下「在留カード等」という。)を所持する外国人について、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする旨の法整備を行う。

具体的な支障事例

在留カード等を所持する外国人が住民基本台帳上の住所変更届(転入・転居)を行う際に、在留カードを市区町村窓口を持参した場合は、住居地の届出(入管法の届出)を同時に行ったものとみなしている(みなし住居地届出)。

しかし、在留カード等を持参しない場合や、一時滞在地等住民基本台帳法上の住所の要件を満たさない場所を住居地とする届出を行う場合は、別途「住居地届出書」を徴した上で、在留カード等への住居地の裏書処理及び法務省情報連携端末への住居地データ入力が必要となる。

法務省情報連携端末は基本的に自治体あたり1台の貸与であり、近年は外国人研修生等による一時滞在地の住居地のみ届出の件数が増加しているため、住居地データ入力の作業が滞り、市区町村および地方出入国在留管理局の業務に支障が生じている。

また、在留カード等に記載された入管法上の住居地が住基法上の住所と異なっている場合でも、住民基本台帳に登録されていない者が住民登録されているとの誤解を生む元にもなっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

外国人の一時滞在地を住居地の届出対象とすることによって前述のような支障が生じる。入管法上の住居地と住基法上の住所の定義を同一とすることによって、外国人の居住に関する記録の不均衡を解消することができる。また、外国人の届出にかかる支障の解消および市区町村窓口の事務の効率化を図ることができる。また、在留カード等に記載される情報によって、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第19条の6、第19条の7、第19条の8、第19条の9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、苫小牧市、いわき市、ひたちなか市、柏市、川崎市、相模原市、高山市、富士市、豊田市、小牧市、京都市、八尾市、和泉市、米子市、広島市、徳島市、高松市、大牟田市、久留米市、糸島市、宮崎市

○当市においても、外国人住民が自身の住民登録状況について誤認することにより、他の行政サービスについても誤った申請が行われる等の支障が生じる。

○「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とすることにより、必ず外国人の住基法の住所が記載されることになり、カードの更なる公証性を図ることが可能となる。

各府省からの第1次回答

住民基本台帳法における「住所」とは、各人の生活の本拠をいうものであり、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とすること等を目的として市町村長に対する届出が義務付けられている。一方、入管法等における「住居地」は、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的として出入国在留管理庁長官に対する届出が義務付けられているものであって、両者はその制度や目的を異にする。

また、住民基本台帳法上「住所」の認定に当たっては、客観的居住の事実を基礎とし、これに当該居住者の主観的居住意思を総合して決定することとされている一方、入管法等における「住居地」は、本邦における主たる住居の所在地として届出させている。

例えば、「住所」と認定されない滞在地を「住居地」として届け出る必要がある場合があるほか、国内に「住所」を有していた外国人が、再入国許可を取得の上、一定期間国外に転出するときは、住民票が消除され、海外に生活の本拠があると認められる場合であっても、国内の「住居地」を入管庁は在留管理上継続して把握する必要がある。

このため、仮に、入管法上の「住居地」を住民基本台帳法上の「住所」と同一の定義とする旨の法改正をした場合、入管庁は当該外国人の本邦における居住実態を全く把握できないこととなるなど、在留管理上甚大な影響が生ずると考えられる。

以上のとおり、住民基本台帳上の「住所」には該当しないような場合であっても、在留管理上「住居地」を把握する必要があり、両者の定義を同一にするのは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住居地」について、本邦に在留する外国人の在留管理に必要な情報を継続的に把握することを目的としているとの見解であるが、国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態が無いことが明白であるため、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一とする方が、在留管理上も効果が高いと考えられる。また、在留カード等を取得している者は、本邦において3カ月を超える長期間の滞在が見込まれていることから、ほとんどの場合住民基本台帳法上の「住所」を有することになる。

以上より、「住所(住民基本台帳法)の届出」と「住居地(入管法)の届出」の定義を同一にすることによって、在留カード等の更なる公証性を図れるだけでなく、外国人の本邦における居住実態の正確な把握につながると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

提案団体から「国外転出の届出を行った者については既に本邦における居住実態がないことが明白であることから「住所」と「住居地」の定義を同一としたほうが在留管理上の効果が高い」旨、第一次回答を踏まえた見解が示されているが、入管庁は在留管理上、中長期在留者等の本邦在留中の居住関係を把握する必要があるため、住居地の変更に係る届出義務を課しているものである。

例えば、本邦にマンション等の住宅を保有し、本邦で滞在する一方、年間の大半を海外で生活している中長期在留者等が国外転出の届出を行った場合、当該外国人は本邦滞在中における主な居所がありながら、入管庁は当該居所を把握できないといった支障が生ずることとなる。

また、技能実習生が入国後に宿泊する研修施設等について、各人の生活の本拠たる「住所」とは認定されない場所であっても、入管庁は居住実態把握の必要性から「住居地」としての届出の義務を課することとしている。

以上のとおり、入管法上の「住居地」は在留管理上の必要性から住基法上の「住所」と異なる概念として定義さ

れたものであり、「住所」と「住居地」を同一の定義とすることは困難である。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

121

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

郵便局において取り扱わせることが可能な事務の要件緩和

提案団体

泰阜村、長野県、大田市、長和町、原村、天龍村、豊丘村、筑北村、山ノ内町、飯綱町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的内容

郵便局において、下記の事務を取り扱わせることを可能とすること。

- ①住民異動届
- ②印鑑登録事務
- ③地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条において、交付の請求の受付、引き渡しが可能とされている各種証明書等の交付決定
- ④同条において、交付について～に「記載され(、又は記録され)ている者に対するものに限る。」とされているものの代理請求の受付

具体的な支障事例

令和元年の8月より支所の窓口業務をすべて管内の郵便局に委託した。その業務の中で住民異動届(転入届・転出届・転居届等)及び印鑑登録の申請があった場合、郵便局員では処理ができない。また、公的証明書の交付の意思決定や代理請求(委任状による請求)も郵便局員では対応できないため、現在は自治体職員1名を郵便局内に常駐させて対応している。

今後、行政経費削減のため、やむを得ず職員を引き揚げることになった場合、住民異動届等が提出された際にはその都度本庁から職員が当該郵便局まで出向く必要があり、その間(約8km車で15分)待つていただくか、申請者に本庁まで行ってもらうなければならない。本庁までの公共交通機関がないため、高齢者や運転免許証がない人には、大きな負担となり、住民サービスの低下に繋がるおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

課題となっている業務が郵便局で処理可能となれば、以前支所で行っていた窓口業務がすべて郵便局で対応できることになる。

住民にとって身近で、日々の生活に不可欠な郵便局と連携することによるワンストップサービス化と住民サービスの向上、常駐職員の削減による行政効率の改善される。

更に郵便局の利用者が増えることにより地元商店街の賑わいにも繋がるのが期待される。

根拠法令等

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、小田原市、富士市、桑名市、宮崎市

○自治体によって支所で扱う業務が異なるが、今後郵便局への委託を検討する自治体にとっては、少しでも委託できる業務が広がれば事業の効率化につながる。

○当市では、平成 30 年に7つの出張所をまちづくり拠点施設として機能転換させた。その結果、出張所で行っていた各種証明書交付の取り扱いがなくなった。そこで、旧出張所エリアにある5つの郵便局で証明書交付事務を行うこととした。機能転換に伴う取扱事務の変更を来客者に伝えていく際、郵便局を案内するが、代理人による請求については、市の窓口でしか取り扱えず、郵便局の窓口で混乱をきたすことがある。出張所を利用していた人にとって、従前と変わらない形で、近くの郵便局が利用できるになれば、窓口での混乱の解消になる。また、市担当窓口以外の場所での交付を可能とすることで、市域をカバーすることができ、利用者の負担軽減にもつながる。

○利用者の利便性を高めることができる。

各府省からの第1次回答

【総務省】

① 転入届、転出届、転居届等について

転出届については、オンラインや郵送(やむを得ない場合に限る。)による提出も認められており、必ずしも対面による本人確認を不可欠の要件とはしていない。これを踏まえ、転出届の受付や転出証明書の引渡しを郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、転入届、転居届等については、これらが受理されることで、届出先市区町村の住民票に記載され、又は記載が修正され、当該住民票の情報を基礎として、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の様々な行政事務が行われることとなるものであることから、これらの届出は対面による厳格な本人確認及び実質的審査が必要な手続とされている。

転入届、転居届等の受付について、転入届及び転居届等に基づいて届出先市区町村が行う公権力の行使たる、住民基本台帳への記載及び住民基本台帳による公証行為と密接不可分なものであることから、届出先市区町村によって行われるべきものである。したがって、郵便局においてこれらの届出の受付を取り扱わせることは困難である。

② 印鑑登録事務について

印鑑の廃止の申請については、印鑑登録証を添えて書面で意思を表明すれば足りるとされていることから、その受付を郵便局において取り扱わせることは可能と考えられ、所要の法改正を検討することとしたい。

一方、印鑑の登録の申請については、印鑑登録証明が広く民間の経済取引に用いられ、誤った印鑑証明を行った場合には損害賠償責任が生じうることも踏まえ、厳格な本人確認を行うことが求められており、印鑑登録証明事務処理要領においては、「本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当」とされている。

印鑑の登録の申請の受付は、登録先市区町村が公権力の行使として行う印鑑登録証明の基礎となる印鑑の審査や本人確認と密接不可分なものであることから、当該市区町村によって直接行われるべきものであり、郵便局において取り扱わせることは困難である。印鑑の登録事項の修正の申請についてもこれと同様である。

③ 交付決定について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成 13 年法律第 120 号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付や引渡しが可能とされている納税証明書、住民票の写し等の交付決定については、公権力の行使たる行政処分であるから、郵便局において取り扱わせることは困難である。

④ 代理人による請求について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成 13 年法律第 120 号)第2条の規定により、郵便局において請求の受付が可能とされている住民票の写し及び戸籍の附票の写しについては、住民基本台帳法上、代理人による請求が認められている。同様に、印鑑登録証明書についても印鑑登録事務処理要領において代理人による請求が認められている。

上記の事務については、郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。

【法務省】

戸籍法第1条第1項において、戸籍に関する事務は、同法に別段の定めがあるものを除き、市区町村長がこれを管掌することとされている。

民間委託が行われる場合であっても、委託が許される業務は事実上の行為又は補助的行為に限られ、裁量的判断が必要となる業務は市区町村職員が行う必要がある。

③について、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当する。したがって、市区町村長の責任において

交付の可否を判断する必要があり、民間委託になじむものではない。

④について、代理請求の受付に当たっては、その請求の任に当たる者であることを明らかにする書面(委任状等)の提供を受け、戸籍謄本等の請求をする権限が付与されていることを確認する必要があり、代理請求の受付は裁量的判断が必要となる業務である。
したがって、要望に応じることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【総務省の回答について】

①本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。住民異動届による住民票への記載については、申請書類一式を役場本庁へデータで送り、異動先の住所や世帯の情報等を住基システム・公図等で確認するなど実質的審査は村職員が確認したうえで住基システムへ入力するため問題ないのではないか。

②本人確認については、免許証・マイナンバーカード・保険証等で確認が可能。印鑑登録申請書類・登録印鑑の印影のデータを役場本庁へ送り、村職員が確認し申請内容の不備等も含め必要があれば申請者と電話による質問で補足したうえで印鑑登録システムへ入力するため問題ないのではないか。

【総務省、法務省の回答について】

③現状では、交付申請書類一式を役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで各システムへ入力し、内容を審査、交付決定後郵便局のプリンターへ出力している。しかし、届出・申請情報からデータを抽出して提供するという一連の業務そのものが判断を伴わない形式的な業務と言えるため問題ないのではないか。

④郵便局職員が申請内容を確認後、申請書類とともに委任状も役場本庁へデータで送り、村職員が確認したうえで代理請求を受け付けるか判断するため問題ないのではないか。

以上①～④について、住民からも支所業務を郵便局へ委託したことにより、以前は可能であった手続きが出来なくなることは利便性の向上に反するという意見を頂いていることも踏まえ、前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】

提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○総務省からは、郵便局において住民票の写し等の代理請求の受付を可能とできないか検討したいとする第1次回答があったことを踏まえ、法務省においても同様に、郵便局において戸籍謄本等の代理請求の受付を可能とできないか検討いただきたい。

○転入届や印鑑登録の申請等について、仮に、厳格な本人確認が必要であるとしても、市区町村職員がテレビ電話等を通じて本人確認を行うといった、デジタル技術を活用した見直しを検討いただきたい。

○パートタイムの郵便局職員を地方公務員(パートタイムの会計年度任用職員)として採用する運用ができないか検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、住民基本台帳法上の転出届以外の届出や印鑑の登録の申請等については、これらが受理されることで調製される住民票や市町村長によってなされることとなる印鑑証明は、様々な行政手続や民間取引の信用の基点(トラストアンカー)となるものであるから、対面による厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査が必要であり、公権力の行使たる、住民基本台帳による公証行為又は印鑑証明と密接不可分なものであるため、郵便局で取り扱わせることは困難である。

このことを踏まえると、「提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点」に記載されている、テレビ電話等のデジタル技術を活用してリモートで本人確認を行うことについては、現時点では、対面と同程度の厳格な本人確認及び実質的審査又は印鑑の審査を行えることが担保されているものではないため、直ちに導入することはできないものと考えている。

また、郵便局職員を市区町村のパートタイム会計年度任用職員として任用する方法については、郵便局・市区町村の職員としての業務がともに他律性の高いものである中、同一の者が郵便局職員としての業務と市区町村の職員としての業務に従事することとなり、当該職員の勤務時間をいずれかの業務に明確に割り振った上で職務に当たる必要があるが、その場合、郵便局の本来業務に支障を来すおそれがあることから、服務規律や職務専念義務の整理、業務遂行の具体的な調整等、どのような課題等があるか検証してまいりたい。

【法務省】

③について

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第2条第1号に掲げる戸籍謄本等の交付の請求に対する交付決定は、公権力の行使に該当するため、市区町村長の責任において交付の可否を判断する必要がある。

したがって、要望に応じることは困難である。

④について

戸籍謄本等の代理請求に係る交付決定に当たっては、不正請求を防止するため、請求書類のみならず、その他の情報も踏まえて実質的な判断を行っているところである。他人の戸籍謄本等を不正に取得するという事件が発生・発覚したことから、戸籍法の公開制度を厳格なものに改めるべきであるという要望が関係各界から出されるに至ったことを背景に、戸籍法を改正することとなった際に行われた議論においても、戸籍謄本等の代理請求手続については、不正請求を防止する観点から、本人確認を厳格に行うべき等の指摘がされていた。また、近年ではDV被害者等に係る戸籍の公開について慎重な対応が求められており、このような経緯等も踏まえると、例えば、請求の受付前後から請求者の挙動等を注視し、請求者の挙動等に問題がないかを判断の上、交付決定事務を行う市区町村職員に情報を伝達するか否かを判断する必要があると考えられるところ、郵便局職員においてはこのような裁量的な判断を行うことは困難である。

したがって、要望に応じることは困難である。

なお、総務省において、「郵便局においても代理人による請求の受付を可能とできないか、検討を行うこととしたい。」との回答がされているところ、当省としては、現段階で代理人による請求の受付を可能とすることができるだけの立法事実がないと考えているが、仮に総務省において、そのような事実があるとされる場合には、参考としたいと考えている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

148

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛官等の募集に関する事務について「住民基本台帳の一部の写し」を国に提出できることの法定化

提案団体

大村市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

地方公共団体は、国からの自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供依頼があったときは、「住民基本台帳の一部の写し」を提供することができる旨住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定することを求める。

具体的な支障事例

毎年自衛隊から自衛官等の募集を目的とした募集対象者の住民基本台帳の一部の写しについて提供依頼があるが、住民基本台帳法には当該台帳の写しを提供できる旨の規定がないため、当市は当該台帳の閲覧で対応している。しかし、自衛隊からは自衛隊法第97条及び自衛隊法施行令第120条を根拠に資料として当該台帳の一部の写しの提供を求められており、その都度対応に苦慮している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民基本台帳法又は自衛隊法に住民基本台帳の一部の写しの提供が可能である旨規定することで、自治体によって判断が分かれるといったことがなくなる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第97条、自衛隊法施行令第120条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、富士市、西尾市、枚方市、高松市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市においても、毎年、自衛隊協力本部より名簿提供の依頼が届いており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定等に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているが、市民はもとより、他自治体や報道機関等からの提供に関する根拠の考え方等の問合せも多く、対応に苦慮しているため、通知等により明確化される事が望ましい。

○当市では、自衛官及び自衛官候補生の募集のための対象者情報について、住民基本台帳の抽出閲覧で対応しているところである。今後においても、当市個人情報保護条例に基づき、抽出閲覧のみで対応することとしているが、全国の自治体で対応が異なっていることは懸念すべきことと捉えている。法の整備はもとより、早急な対応として国から各市町村に向けた統一見解を発出することを希望する。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情

報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成 29 年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法において、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨規定されることにより、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科大学の生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第 1 次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 11 条第 1 項の「閲覧」の概念を超えるものであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められない。一方、自衛隊法施行令(昭和 29 年政令第 179 号)第 120 条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知することについて検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府省の回答に記載してある「通知」をいただいても、現状と変わりありませんので、当初提案のとおり、住民基本台帳法又は自衛隊法に明確に規定していただくことを要望します。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第 2 次回答

一次回答のとおり、自衛隊法第 97 条第 1 項及び自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた際に市町村が行う住民基本台帳の一部の写しのコピー等の提供は、これらの規定に基づいて遂行される適法な事務であることから、当該解釈について関係省庁連名による通知を市町村に対して発出することで対応したい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

NHK放送受信料免除申請に係る市町村の証明事務の廃止

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

NHK 放送受信料免除申請に係る市町村証明事務を廃止し、申請者が障害者手帳の写し等の必要書類を日本放送協会へ郵送することによる直接申請方式の制度化

具体的な支障事例

NHK放送受信料の減免申請には、①市町村等にて対象者(申請者)からの同意に基づき住民基本台帳、市町村民税課税の確認を行う等必要な調査を行い、証明印を押印し、その申請書を対象者が日本放送協会へ郵送する場合と②申請者が手帳の写しや証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付し、日本放送協会の窓口へ直接出向く場合の2つの方法がある。

①市町村等での証明事務は、対象者(申請者)の障がいの程度、世帯状況、課税状況などを確認する必要があるため、関係部署との調整が必要になるなど、事務作業に多大な時間を費やしている。

②平成20年以前は日本放送協会に直接申請する仕組みはなく、平成20年の日本放送協会の依頼文を受けて、初めて直接申請が認められた。

しかし、直接申請には、市町村発行の証明書(住民票、市町村税課税証明書)を添付する必要があるため、大半の対象者(申請者)は証明書を取得するため、市町村の窓口に出向くこととなることから、②日本放送協会への直接申請ではなく、①市町村等の証明を選択している。

※免除対象件数(出典:H29.5.25NHK 受信料制度等検討委員会第7回会合資料)全面免除(社会福祉事業施設入所者及び市町村民税非課税の障がい者)70万件、半額免除(視覚・聴覚障害者及び重度の障害者)55万件

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

マイナンバーカードを活用し、近隣のコンビニ等で証明書(住民票、市町村税課税証明書)を取得のうえ、郵送による日本放送協会への申請を推進することにより、市町村の窓口等への移動が困難な対象者(申請者)に対するサービスが向上する。

なお、対象者(申請者)の負担増とならないように各種証明書の交付手数料について、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

根拠法令等

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更及びこれに伴う証明業務への協力方依頼について(平成20年8月29日付け障発第0829001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、放送法第64条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、旭川市、仙台市、福島県、いわき市、郡山市、須賀川市、千葉市、神奈川県、横浜市、小田原市、川崎市、上越市、上田市、大垣市、中津川市、美濃市、瑞穂市、各務原市、海津市、岐南町、川辺町、浜松市、豊橋市、西尾市、小牧市、四日市市、京都市、茨木市、玉野市、防府市、松山市、長崎市、熊本市

- 毎年の現況確認への対応が多大な負担となっていることから、日本放送協会が対象者（申請者）からマイナンバーの提供を受けることで、申請や現況確認についても直接確認していただければ、市町村の事務負担が軽減され、各種証明書の取得も不要となり、対象者（申請者）の負担軽減にもつながると思われる。
- 本市においても、証明書の発行は大きな事務負担となっている。また、減免の年度更新に関する照会については件数も多く、税の確認等を含め膨大な事務負担となり、本来業務を圧迫している。今後は、マイナンバー制度等の活用により、原則として市町村の証明発行及び年度更新における資格確認についてNHKにおいて直接実施する体制を整備すべきである。
- 本市においては年間約400件の新規申請がある。また、市窓口にて手続きを行うため、市の制度であると混合される方も多く、問い合わせ等において混乱を招いている。市の窓口を通さないことで申請者及び市職員の負担軽減や問い合わせ先の明確化につながると考えるため制度改正を求める。
- 世帯確認、税情報確認の事務作業に多大な時間を取られている。H31年度NHK減免申請数：274件（全免・半免合計数）。本提案の実現により、福祉業務に注力することができるようになる。
- マイナンバーカードを活用することによる対象者（申請者）への負担軽減が図れるようお願いしたい。
- NHK受信料免除申請について、直接申請方式の制度化については一部賛同できるが、市役所窓口での証明事務も残した上で、申請者が選択できるしくみであれば良いと思われまます。
- 社会福祉課の窓口で証明書を取得するために対象者が手続きに訪れ、その都度障害の程度、世帯状況、課税状況を確認する作業に多大な時間を費やしている。
- 区役所・支所で実施している放送受信料免除証明事務は、多大な時間を要し、人件費等で大きな負担が生じている。
なお、毎年実施する免除事由存否調査についても、NHKから自治体へ送付される受信料減免の継続確認対象者リストには記載不備が多く、自治体で正確な調査が行えない場合があり、その結果誤った継続可否情報がNHKから対象者へ通知されることがあるため、その訂正や再申請等、対象者の方にとっても自治体にとっても負担となっている。
- 本市においても、NHK放送受信料減免に係る窓口での申請が、毎月約50～60件程度あり、窓口の混雑や事務負担の増大につながっている。
また、毎年度、NHKから放送受信料免除事由継続有無の調査依頼が市町村に対して行われており、本市でも毎年約2,000件の調査を実施しているが、大きな事務負担となっている。
そのため、市町村証明事務を廃止することで、NHK放送受信料に係って市町村を経由する事務を全廃し、市町村の事務負担を軽減するとともに、直接申請方式の推進による市民サービス向上を図るべきである。
なお、市町村証明事務が継続されるのであれば、事務的経費としての必要な財源措置を求めざるを得ないと考える。また、証明に当たっては減免に係る「世帯」の考え方が住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住するもの全員を同じ世帯とみなすとされているところ、この取り扱いが事務処理上確認が煩雑であり、市町村側の事務負担軽減の観点から、制度の改善が必要であると考えます。
- 加えて、各種証明書の手数料減免についても、NHKの業務のために市町村側が手数料減免の配慮を行うことはやや疑問であり、本来はNHK側で申請者に手数料についての配慮を行うことが適当ではないかと考える。
- 当該手続きにおいて、マイナンバーを活用するとともに、日本放送協会への郵送による申請を推進することは、申請者の負担軽減につながる。また、現状で福祉事務所等が当該事務の一部を担う合理的理由にも乏しいことから、直接の窓口を日本放送協会に一元化することで事務の簡素化にもつながる。については、本件について関係府省での調整を早急に進めてもらいたい。
- 本市では、多くの場合、障害者手帳を窓口交付する際に、NHK放送受信料の減免について説明し、その場で申請を受け付けている。そのため、申請者の負担軽減に大きな影響はないと思われる。
しかし、障害者手帳交付時には減免の対象外でも、その後減免対象となる場合に、市町村窓口へ出向くことなくコンビニ等で証明書を取得し、郵送による日本放送協会への申請を推進することは、申請者の利便性向上につながる。
- 現行の市町村証明事務では、世帯分離等、判断が難しいケースがあるが、明確な判断基準が無く、NHKに問い合わせても市町村で判断するように求められるなど対応に苦慮することが多い。また、年1回の所得確認作業も、対象者から問い合わせを受ける等、その後の対応も含め精神的負担も大きい。こうした事情から市町村証明事務が廃止されれば、利用者の負担軽減及び事務の効率化につながる。

各府省からの第1次回答

受信料免除申請に係る証明事務は、障害者団体の意向も踏まえ、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担を軽減し、また、申請者の個人情報保護及びプライバシー確保に配慮するなど、地域における障害福祉を充実させる観点から、自治体において行われてきた。このため、本提案における当該証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があり、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答にもあるとおり、本提案の新規申請時の証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の申請に係る各種拳証資料を準備するための労力及び金銭的負担に係る申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があること、及び、今後、免除制度を適切に運用するためには、障がい者団体の声も伺いながら慎重に検討する必要があることは承知している。

一方で、法令上の根拠がない市町村による当該証明事務については、見直しが必要であると考えます。

今後、骨太の方針2020で示されたデジタル・ガバメントの構築における行政手続きのオンライン化や、国が推進するマイナンバーカードの普及などにより、近隣のコンビニ等で各種拳証資料を取得できる自治体が増えていく(増やす必要がある)中で、申請者である障害者の方の負担軽減にも繋がっていくと考えます。

については、まずは、NHKへの郵送による申請制度の整備等申請手続きの簡素化につき検討を進めていただくとともに、これと併せて申請者による各種拳証資料の交付に係る経済的な負担軽減のため、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言等により、市町村が定める手数料徴収条例において、減免の対象となるよう助言等をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小田原市】

障がい福祉に係る広範な業務を担う市町村等の業務負担は年々重くなっている現状を踏まえ、早急に検討を行っていただきたい。

本提案事項の実現について、困難若しくは長期の時間を要するならば、それまでの間、日本放送協会に対し、本業務に係る人件費等に係る応分の費用負担を可能とするよう、制度を改正していただきたい。

【千葉市】

NHKからの依頼を受け、税情報や障害情報を提供しているのは、本来の自治体の業務ではなく、負担となっている。

NHKが自ら契約者のマイナンバーを取得し、市町村を通さず一括で調査をするといった方法であれば、障害者、市町村、NHKの三者にとって負担の軽減となるのではないかと考えます。障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とのことですが、今後このような制度を貴省、NHK、自治体、障害者団体等で協議する場を早急につけていただきたい。また、すでに障害者団体に意見を聞いているのであれば、各自治体にも結果を提示いただきたい。

また、意見を聞いていないのならば、その理由についてご教示いただきたい。

【茨木市】

本来、自治体としては障害者手帳の発行をもって当該申請者が障害者であることを証明しており、障害状況に係る証明書を別途発行することは事務の重複である。また、本制度においては、市町村民税の確認も必要となり、各自治体福祉部局は、市町村民税関係部局との連携に努めることとされているが、NHK側は減免に係る「世帯」の扱いとして、住民票上の世帯ではなく、同一住所に居住する者全員を同じ世帯とみなすという独自の取扱いを行っており、各種福祉制度とは異なる取扱いであることから、NHKの制度に合わせて確認事務を行う必要が生じており、大きな事務負担となっている。

このように自治体に事務負担を強いている制度を、厚生労働省通知による依頼により各自治体において継続することは疑問であり、制度の改善が必要であると考えます。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「法律の留保」の考え方、憲法第92条及び地方自治法第2条第2項などから、法律又は政令に基づかない義務付け・枠付けについては認められないため、廃止するべきである。

【全国市長会】

NHK放送受信料免除申請に係る市町村証明事務の廃止及び直接申請方式の制度化については、多くの都市

自治体から実現を望む声が寄せられるとともに、免除要件の明確化や見直しに関する意見も寄せられている。また、関係府省からの見解（一次回答）において、障害者団体の意見も聞きながら慎重に判断とあるが、その点については、早急に協議する場をつくるべきとの意見が寄せられており、積極的な提案の実現を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○法令に基づかない事務の実施について、通知を発出し協力を依頼している立場として、障害者の利便を損なうことなく、事務負担軽減策を検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体双方の事務負担軽減のため、対面申請の見直しについて、ICT 技術の活用等も含め、検討いただきたい。

○申請者・地方公共団体の事務負担軽減のため、有料道路における障害者割引制度については更新手続、日本放送協会放送受信料免除制度については存否調査の頻度を低減していただきたい。

各府省からの第2次回答

本提案における証明事務の見直しについては、申請者である障害者の方の負担増につながる懸念があるため、今後も免除制度を適切に運用いただく観点から、現在、障害者団体の声も伺いながら、慎重に検討を進めている。

郵送をはじめとする対面によらない申請方法の導入や存否調査の頻度について、申請者の方々及び自治体の負担軽減に資する手続の実現の観点から、引続き検討してまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

203

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

小児慢性特定疾病対策事業に関する受給者証の記載項目の見直し
(受給者証における記載項目の一部削除、又は保険者が交付する限度額適用認定証の新たな活用)

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「児童福祉法の一部を改正する法律(平成26年法律第47号)」の施行に伴う新たな小児慢性特定疾病対策の実施に当たっては、地方自治体及び保険者並びに医療機関等に新たな事務が生じていることから、地方自治体等の負担増の実態を十分に把握し、複雑、膨大化している事務負担の軽減を図ること。
現行制度上、小児慢性特定疾病医療受給者証の記載項目となっている高額療養費「適用区分」を削除すること、又は限度額適用認定証を新たに活用すること。

具体的な支障事例

小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。(受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。)

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費(育成医療)支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。(高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法(例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など)でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受給者証の発行までに要する時間が大幅に短縮されるため、受給者が事業を円滑に利用できるようになり、市民サービスの向上につながる。

保険者への照会・回答に要する事務が省略又は簡素化されることにより、地方自治体及び保険者の事務の負担軽減が見込まれる。

根拠法令等

児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る保険者との連絡等の事務の取扱いについて(平成26年12月26日付け雇児母発1226第1号)、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療支援に係る高額療養費の支給に係る事務について(平成28年2月2日付け健難発0202第2号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、群馬県、高崎市、千葉市、豊橋市、大阪府、豊中市、高槻市、広島市、高松市、西条市、高知県、福岡県、久留米市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市、沖縄県

○高額療養費適用区分においては、照会の回答を受け取るまでに一定期間を要することから、受給者へ早期に受給者証を交付することができず、結果的に償還払いの対応となり、市民に一時的な負担を強いることとなるうえ、事務量の増加原因にもなっている。

○本市においても全く同様の意見が担当者の間で出ている。高額療養費適用区分を保険者に対し照会することにより、地方自治体として繁雑かつ不要な事務が生じることは勿論のこと、保険者からの回答が遅いことによる受給者証交付時期の遅延等、受給者が多大なる不利益を被ることがある。

○他の公費医療制度では、「適用区分」の記載のない受給者証もあることから、地方自治体の事務負担軽減の観点からは、受給者証への「適用区分」記載は不要としていただきたい。

○高額療養費適用区分は毎年度保険者が見直しを行い、また、見直し以外でも、年度途中で世帯員の増減等により区分が変更となる場合がある。このような場合は基本的に保険者からの変更連絡票の送付を受けて、受給者証に反映することになるが、受給者証発行までに時間を要し、その間に医療機関が誤った適用区分で公費請求してしまうため、地方自治体、保険者、医療機関等多くの関係機関で事務負担が生じている現状がある。

○支給認定の実務上の取扱いとして受給者の医療保険における所得区分を受給者証に記載することとされているが、受給者が加入する保険者に対し所得区分を照会してから回答を得るまでに時間を要する（概ね2～3週間程度）ことから、受給者証の早期交付の妨げとなっている。そのため、医療費の立替払など受給者に不利益が生じているほか、自治体においては立て替えた医療費の償還払い事務の負担が生じている上、多数の保険者との間で区分照会や、区分変更の連絡等、相当な業務負担となっている。

○小児慢性特定疾病対策事業に係る受給者証の発行に当たっては、地方自治体から保険者へ高額療養費適用区分を照会し、受給者証へ記載した後に発行することとされているが、地方自治体においては同区分を実務上使用することはなく、煩雑かつ不要な事務が課されている。（受給者の自己負担額は、市町村民税の額により決定されるため。）

そのため、受給者へ早期に受給者証を交付することができない。

小児を対象とした同様の国の医療制度である「自立支援医療費（育成医療）支給事業」及び「未熟児養育医療費給付事業」では、このような照会事務は不要であることから、「小児慢性特定疾病対策事業」と受給者証作成における取扱いが異なっている。（高額療養費適用区分が必要な項目であるならば、より簡素な方法（例えば、保険者が交付する限度額適用認定証による医療機関窓口での確認など）でも対応可能であることから、地方自治体の負担軽減を図るための代替措置を講じられたい。）

○県から本市に対する小児慢性特定疾病対策事業に係る高額療養費摘要区分の照会は、令和元年度では8件となっている。件数的には、保険者の事務の負担になるほどの件数ではないが、照会を省くことができれば、受給者証の発行までの期間短縮が見込まれる。

○照会事項について、保険者からの回答に時間がかかる場合があり、審査が終了して承認となった方についても、受給者証の発券が遅れる。

また、社保非課税世帯及び国保組合加入世帯については、適用区分見直しのため、年1回（6月）に課税証明書の提出を依頼しており、受給者に時間的、経済的に負担を強いている。

○本市でも高額療養費の適用区分の照会に時間を要し、小児慢性特定疾病医療受給者証の発行が半月程度更に要していることから、適用区分欄が削除され、その代替として各医療保険者から発行される限度額適用認定証を医療機関が確実に確認するという対応の方がより正確で望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

都道府県等において小児慢性特定疾病の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は、「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り、医療機関の窓口や都道府県等における当該区分の確認を可能とするため、他の制度に先んじて実施することとしているものであり、当該事務の廃止は適切ではないと考えている。

医療機関の窓口や都道府県等が当該区分を確認する方法については、昨今の医療分野における情報管理の電子化の状況等を踏まえ、効率化に向けてどのような対応が可能か、関係法令との整合性や技術的・予算的な実現可能性、各事務の実施主体における事務の効率性等の観点から、関係省庁で連携して検討する。

限度額認定証を活用する方法については、受給者が当該証を受診時に医療機関に持参する方法(①)と、受給者が当該証を医療費助成の申請時に都道府県等に提出する方法(②)の二つが考えられるところ。①の方法については、都道府県等において高額療養費の所得区分の確認ができなくなり、指定医療機関からの小児慢性

特定疾病医療費の請求額が正しいかどうか確認することができなくなるため、不適切である。また、限度額適用認定証は、被保険者(受給者)の申請に基づき保険者から交付されること、②の方法については、高額療養費制度と小児慢性特定疾病医療費助成を併用する患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じるものであり、適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者をはじめ関係機関の負担となっている保険者への所得区分照会事務は、令和3年3月に導入が見込まれているオンライン資格等確認システムの活用等を鑑み、廃止すべきではないか。小慢医療同様に医療保険優先の考え方に立つ、育成医療や未熟児養育医療で当該事務を行わずに、円滑な医療費助成が行われていることを鑑みても廃止してよいと考える。

また、保険者からの所得区分の変更連絡が、相当な期間を経過後に届出される場合や報告漏れ等がある現状において、自治体が受給者証へ記載した所得区分が実際の医療保険制度上の区分と異なるといった支障事例があるため、自治体のみならず指定医療機関にも混乱が生じていることを認識の上、検討いただきたい。

限度額適用認定証を活用する方法について、①・②の懸念が示されたところであるが、①「都道府県において、指定医療機関からの請求額が正しいかどうか確認することができなくなる」ことに関しては、受給者証発行後に事後的な確認で補えると考ええる。

②「患児の保護者にとって限度額適用認定証の取得は経済的メリットがないにもかかわらず手続負担が生じる」ことに関しては、既に認定証を取得している者については、認定証による確認を認めるといった柔軟な対応も可能と考える。また、受給者証送付の遅れによって、医療費の立替払いやその後の償還払い手続きの負担等が受給者に生じている状況を考慮すると、受給者が認定証を取得するための手間が掛かるとしても、経済的損失を伴わずに早期に制度利用するためと考えれば、受益者負担的な要素として許容されるべきものであり、患児の保護者にとってもメリットはあると考える。

高額療養費の所得区分を使用しない受給者、自治体及び保険者の負担を勘案すれば、当該事務の廃止は妥当であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【群馬県】

所得区分の記載を廃止しないのであれば、効率的な所得区分の確認方法(マイナンバー情報連携ネットワークシステムによる区分取得等)を確立するよう、早急かつ前向きに検討願いたい。

【豊中市】

①未熟児養育医療の方が高額医療になる可能性の方が高いと思われるのに、「適用区分」の記載が必要ない、とされるのはなぜかご教示いただきたい。

②現状として、新規申請時は保険者からの回答を待つ時間が受給者証交付時期の遅延につながっていることは既知のとおりだが、継続者についても、適用区分の見直しや変更で、保険者からの適用区分変更連絡票が自治体あて送付されることがある。この送付時期についても遅すぎる場合が多い。(8月中に7月からの変更通知が届くなど。この場合、自治体は9月からの新適用区分を記載した受給者証の再発行しかできない。)

このことより、受給者証に記載されている適用区分が常に正しい区分が記入されているとは言えない現状があることを知っていただいたうえ、事務の効率化に向けてご検討いただきたい。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○令和3年3月から導入予定のオンライン資格確認等システムにより、医療機関が受給者の高額療養費の所得区分を確認することが可能となる。医療受給者証の発行に要する時間の短縮による受給者の負担軽減の観点からも、同システムの活用を前提に、当該所得区分の記載の廃止について、具体的なスケジュールを含めて検討いただきたい。

また、所得区分に関する情報は個人のプライバシーに関する情報であり、慎重に取り扱うことが必要であるという観点からも、当該所得区分の記載は廃止すべきである。なお、都道府県等は当該所得区分を必要が生じたときに保険者に照会する仕組みとすれば、記載の廃止は可能ではないか。

○医療機関への同システムの導入状況を考慮する必要がある場合は、導入を実施した医療機関を対象とするなど暫定的な取扱いを検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答にもあるとおり、都道府県等において小慢の医療受給者証に高額療養費の所得区分を記載する事務は「医療保険から支給される給付は公費に優先して支払われるべき」という公費負担医療制度の基本的考え方に則り実施しており、これにより医療機関の窓口等で当該区分を確認できるようになっている。

上記の方法ではなく、限度額適用認定証を用いて当該区分の確認を行うためには、被保険者(受給者)が保険者に対し申請を行った上で交付を受ける必要があり、難病患者である受給者にとって過重な手続負担が生じてしまうため、当該証を活用して所得区分を確認することは困難であるとする。

一方、令和3年3月開始予定のオンライン資格確認システムを導入した医療機関においては、受給者証への記載や限度額適用認定証がなくても、医療機関の窓口において当該区分の確認が可能となる予定である。

これに伴い、受給者証から当該区分の記載を廃止できるという御意見もあるが、現状では当該システムの運用が開始されていないことや、令和3年3月にすべての医療機関において当該システムが導入されるわけではないため、当該区分の記載の廃止については、当該システムの導入状況等を踏まえ、今後検討してまいりたい。

なお、所得区分の記載の廃止についてはオンライン資格確認システムの導入状況等を踏まえ検討していく必要があり、引き続き受給者証への所得区分の記載を必要とするため、都道府県等に事務負担の軽減を図るとともに、保険者からの変更連絡が遅滞することによる課題の解消を図ることを目的に、マイナンバー情報連携による事務の簡素化について、その技術的・財政的な課題を踏まえつつ、関係省庁及び保険者と調整の上、検討することとする。

また、未熟児養育医療の御質問の趣旨は必ずしも定かではないが、未熟児養育医療における高額療養費の取扱いについては、「公費負担医療が行われる療養に係る高額療養費の支給について」(昭和48年10月30日保発第42号厚生省保険局長通知)等に基づき行われ、通常の高額療養費の自己負担限度額を設定する「所得区分」を一律「一般区分」としていることから、適用区分の照会が不要となっているものであり、制度が異なるため単純に同様の取扱いができるわけではない。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

心身障害者扶養共済制度の受給者の現況確認等に係る本人確認情報の提供体制の見直し

提案団体

愛媛県、浜松市、沼津市、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

心身障害者扶養共済制度における現況届及び死亡の届出については全国共通の事務であることから、受給者の情報を把握している独立行政法人福祉医療機構(WAM)から、地方公共団体情報システム(J-LIS)に受給者情報を提供し、直接、全国の受給者の生存状況等について、一括して住基ネットによる確認が出来る仕組みとしていただきたい。

具体的な支障事例

【現況届に関する事務】毎年6月末日までに、「心身障害者扶養保険約款第23条」の規定により、保険契約者は独立行政法人福祉医療機構(以下、WAM)に受給者の現況届書を提出することになっている。県内在住者は住基ネットで氏名・住所・性別・生年月日を確認できるが、県外在住者は住基ネットでの検索が出来ないため、住民票を送付してもらう必要がある。このため、確認に時間を要し、市町村の事務負担も大きく、受給者にとっても負担となっている。(R1 処理状況: 県外の受給者 114 名)

【死亡の届出に関する事務】「心身障害者扶養保険約款第24条」の規定により、保険契約者は、年金給付保険金支払対象障害者が死亡した場合、速やかにWAMに死亡届を提出することになっているが、届出が遅れることによる県の過払年金件数が毎年約10件発生している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

全国全ての都道府県及び政令指定都市において、県外在住者に係る住民票の確認及び過払い金に係る事務手続きが軽減されるとともに、県外在住の受給者やその家族にとっても、住民票の提出が不要となるほか、死亡届出の遅れにより過払い金を戻入することも無くなることから、住民サービスの向上に繋がる。また、現況届の事務自体も不要になると考えられる。

根拠法令等

独立行政法人福祉医療機構法第12条、心身障害者扶養保険約款(昭和45年1月31日付け厚生省収兎第44号の4)、住民基本台帳法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、郡山市、群馬県、千葉市、神奈川県、川崎市、小田原市、上越市、上田市、名古屋市、豊田市、小牧市、四日市市、大阪府、堺市、兵庫県、島根県、熊本市

○市外に在住する方については、当市の住民基本台帳で確認することができず、提出が遅れ、支給差し止めとなる方も発生し、受給者の不利益にもつながっている。また、毎年度 10 月に実施している加入者の現況確認において、加入者本人は本市に在住しているものの、障害者本人は市外の施設等に入居していることが多く、その確認は大きな負担となっている状況である。今後は、マイナンバー等の活用により、福祉医療機構において一括で行える事務を増やすことで特別調整費を負担している各自治体の負担を軽減する措置をとっていただきたい。もしそのような措置がとれない場合は、特別調整費の廃止等検討いただきたい。

○令和元年度の現況届確認人数は 1,184 人であり、そのうち管轄外に居住等で、住基ネットでの確認ができず、住民票により確認したのが、216 人、既に死亡しており、届出が未提出であった事例が 13 人あった。また、死亡届が未提出であることから、過払いが発生しているケースが、年間で 44 件、過払総額は 82 万円となっている。県外在住者やその家族が高齢化していることから、住民票の提出が不要となることや、過払い金の戻入手続きの負担が軽減されることが望まれるものであり、事務負担の軽減にも繋がるため、制度改正の必要性があると考える。

○受給権者が高齢化するほど支援する家族も高齢化し書類提出が負担になったり、親世代から兄弟姉妹あるいは姪甥、成年後見人等に支援が引き継がれる場合に、制度の理解が進まず必要書類提出の遅延をきたす可能性も高い。このため、金受給権者の負担が大きく軽減されたと考える。

各府省からの第 1 次回答

【総務省】

ご提案のような措置を実現するためには、独立行政法人福祉医療機構が住民基本台帳ネットワークシステムを利用して行う事務を法律上明確に規定していただき、その上で、住民基本台帳法の別表に当該事務を規定する必要があることから、まずは、同機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えます。

【厚生労働省】

「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、先進的な一部の県又は市が単独事業として運営を始めたことに起源を持つ。国においては、この共済制度の普及を図るため、昭和 44 年以降、再保険に当たる「心身障害者扶養共済制度」の仕組みを整備し、全国規模でのリスク分散を図るとともに、条例準則等を提示することで、各自治体における共済の整備を促してきた。この共済制度は、現在においても各地方自治体が、条例に基づいて実施しているところ。

独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、上述の再保険に当たる仕組みの運営に当たっており、共済制度を運営する各地方自治体を被保険者として保険料等を受け取り、共済制度の加入者の死亡等の保険事故が生じた場合に各地方自治体に保険金を支払うことで、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援している。

御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで自治体の負担が軽減されるとするものであるが、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、共済制度の実施(年金の支払)に必要なために行うものであり、再保険を行う立場である福祉医療機構の業務とはならないと考える。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

受給者の生存状況等の情報の把握は、再保険を行う立場である独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)の業務とはならないとのことであるが、機構は、心身障害者扶養共済制度の加入者を被保険者とする生命保険契約を生命保険会社と行っていること(独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 4 項)や毎月各自治体への年金給付保険金等を支払う必要があること等から、機構にとっても必要な業務であり、現に保険約款に基づき、保険契約者(=地方自治体)に住民票の写しを添えて現況届や死亡届の提出を求めているものである。

共済制度を運営する地方自治体にとっても生存状況等の確認は当然必要であり、県内在住者に関しては、地方自治体の条例に基づき住民基本台帳ネットワークシステムで確認しているが、他県在住者に関しては確認ができないことから、今回の提案により、機構が一括して生存状況等の情報を確認できるようにし、その取得した情報の提供を機構から受けることができれば、地方自治体では県外在住者分も含めて情報が漏れなく確認できるものと考えている。

制度改正により、機構においても各地方自治体から提出される報告や住民票の写しの確認や集計に要する時間が軽減されることが期待されるほか、各地方自治体の業務の効率化、受給者等の利便の増進に繋がるものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【小田原市】

国においては、本共済制度の効率的かつ適正な運用の普及を図るため、全国規模での受給者情報の確認ができる仕組みを構築されるよう要望する。

【千葉市】

扶養共済制度については、福祉医療機構は再保険を行う立場となっているが、実質的には福祉医療機構の方針に従い各自治体は制度を実施している状況であり、全国ほぼ一律の制度となっている。

このような状況のなか、福祉医療機構と各自治体の二重構造には以下のような問題がある。

○各自治体が共済制度を運営するとしながら、制度面について自ら決められない。(保険料の額、年金額等も決められない)

○制度面を自らの裁量で決められないにも関わらず、特別調整金という負担を全自治体あわせ92億円も求められている。(共済制度の財政面の管理は福祉医療機構が行っており、その運営に自治体から意見する制度がないにも関わらず、年金収支を埋めるための負担を求められている)

○資金の運用を行っている信託会社や保険制度を担っている保険会社とは、福祉医療機構が契約しているため、各自治体がそれらの企業と直接協議することができない。そのため、各自治体の運営する共済制度でありながら、福祉医療機構により加入を拒否された方に、その理由を十分に説明できない。(加入できない判断は福祉医療機構の契約している生命保険会社が行っているが、自治体にはその理由は開示されない)

※扶養共済制度については、福祉医療機構が事務マニュアルの冊子を刊行し、各自治体は当該マニュアルに従い運用している。

扶養共済制度においては、再保険の枠組みをとっていることで発生する上記のような問題について総合的に改善を図るべきと思われる。今回課題となっている現況報告も福祉医療機構からの依頼に基づき住民票の写し等を全国の自治体が福祉医療機構に提出しているもので、年金受給後に引っ越した場合にはもとの自治体が管理するといったルールが原因で発生しているともいえる。今後は、共済運営者、再保険者の役割分担にこだわらず、事務を運営する自治体、福祉医療機構及び加入者・受給者ができる限り負担なく、制度を利用することができるよう協議しながら進める体制をつくるべきである。扶養共済制度については、自治体も現在福祉医療機構の行っている保険会社との契約や財務管理に参画できる仕組みをつくるか、全国一律の制度として国が運営することも併せて検討いただきたい。

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、当該制度について、福祉医療機構による統一的な運用がなされている実態を踏まえ、扶養共済制度について総合的に改善を図るとともに、事務を運営する自治体、福祉機構及び加入者・受給者が負担なく制度を利用できるような協議体制を作るべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○保険事業を行う福祉医療機構(以下「機構」という。)が地方公共団体に対して、住民票の写しの添付を求めることの是非について前向きに検討いただきたい。

○保険事業を行う機構において住民票の確認が必要であるならば、住民基本台帳法の別表に機構の事務を規定し、住基ネットの利用を可能とすることを検討いただきたい。

○条例に基づく共済制度を実施している地方公共団体が住民票による確認を行うことが必要であるならば、当該事務を効率的に行えるよう、他の地方公共団体に在住している受給者についても住基ネットを活用して生存情報等の確認が可能となるような方策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

【総務省】

一次回答のとおり、ご提案の措置については、独立行政法人福祉医療機構を所管する厚生労働省において、必要な検討をしていただくものと考えている。

【厚生労働省】

「心身障害者扶養共済制度」(以下「共済制度」という。)は、各地方自治体が、条例に基づいて実施している制

度です。一方、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)は、共済制度において各地方自治体が負っている共済責任を再保険する事業(以下「保険事業」という。)を実施し、共済制度のリスクを全国規模で分散させ、その安定的な運営を支援しています。

御提案は、全国の受給者の生存状況等について、福祉医療機構が一括して確認をすることで地方自治体の負担が軽減されるとするものです。しかし、受給者の生存状況等の情報の把握は、あくまでも、共済制度の運営者である各地方自治体が、加入者との契約に基づく年金の支払に必要なため行うものであり、加入者との直接の共済契約関係にはなく、地方自治体を実施する共済制度の再保険を行い当該制度の安定的な運営を支援する立場である福祉医療機構の業務とすることはできません。

なお、現在、福祉医療機構は再保険をする立場で、地方自治体に対し現況届とその内容を確認するため住民票の写しの添付を求めています。保険事業において地方自治体から福祉医療機構に提出する現況届については、事務負担の軽減という観点から簡素化の方策を講ずることができないか検討することとします。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

219

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

自衛隊法等に基づく自衛官等の募集に関する事務について住民基本台帳の一部の写しを提出できることの明確化

提案団体

合志市

制度の所管・関係府省

総務省、防衛省

求める措置の具体的内容

自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛隊より募集対象者情報の提出依頼があるところ、当該依頼に対して住民基本台帳の一部の写しを提出することに住民基本台帳法上の制約はないものと解されるが、対外的な説明の観点から通知等によりその旨明確化することを求める。

具体的な支障事例

当市では、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、提供における法令上の根拠について市民から問い合わせが寄せられている。住民基本台帳法上、住民基本台帳の一部の写しの提供に関する規定は設けられていないことから、他の法令に基づく場合には住民基本台帳の一部の写しを提供することは可能であるものと解しており、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、自衛官等の募集対象者情報を提出しているところであるが、この住民基本台帳法上の解釈が必ずしも明文化されていないため、対外的な説明が困難となっている。

なお、「自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号)」においても、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる氏名等の情報に関する資料の提出については、自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条の規定により、自衛隊地方協力本部の長が市区町村の長に対し求めることができる」と記載されているが、「市区町村長が同規定に基づき住民基本台帳の一部の写しを提供することが住民基本台帳法上可能である」とは明記されていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

通知等により、「自衛隊法第97条第1項及び自衛隊法施行令第120条に基づき自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うに当たって、住民基本台帳の一部の写しを提供することは住民基本台帳法上、可能である」ことを明確化することにより対外的な説明が可能となる。

根拠法令等

住民基本台帳法、自衛隊法第97条第1項、自衛隊法施行令第120条、自衛官等の募集業務に関する住民基本台帳事務の適切な執行について(平成27年3月31日付け総行住第40号総務省自治行政局住民制度課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、柏市、八王子市、相模原市、座間市、上田市、高山市、島田市、富士市、西尾市、大阪府、枚方市、徳島市、糸島市、五島市、熊本市、宇土市、竹田市、宮崎市、鹿児島市

○当市でも、自衛隊から依頼された対象者に係る住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているが、昨今の個人情報保護に対する意識の高まりを受け、提供における法律上の根拠について市民から問い合わせが
あっている。住民基本台帳法において、住民基本台帳の一部の写しの閲覧については規定されているが(同法第
11条の2)、提供については明記がなく、解釈が分かれる原因となっている。しかし、自衛官募集事務は法定受
託事務であることに加え、国会答弁において自衛隊法及び自衛隊法施行令において請求する名簿提供は適法
な事務であり、住民基本台帳法に抵触しないとの解釈も示されているため、市の個人情報保護条例と照らし合
わせながら、最低限の個人情報について紙媒体での提供を行っているが、対外的な説明としては難しい面があ
る。

○当市では「自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情
報)の紙媒体等での提出」を依頼する平成29年の防衛大臣通知を受け、他市町の対応状況を勘案し、紙媒体
での期間を区切った貸し出しによる情報提供を行っている。制度改正による効果の項にあるとおり、住民基本
台帳法に基づき、住民基本台帳の一部の写しによる情報提供ができる旨、通知等により規定されることによ
って、各自治体において対応が分かれず明瞭になるため、制度改正は妥当であると考えられる。

○当市は、令和2年度は「自衛官及び自衛官候補生の募集対象者」の情報資料は提出した。「高等工科学校の
生徒に関する募集対象者」は、閲覧とした。自衛隊からの要望は、毎年度強く自治体毎に対応が異なることを強
く非難される。住基法で明記してほしい。

各府省からの第1次回答

複写機等による複写は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の「閲覧」の概念を超えるも
のであることから、同項の規定により、地方公共団体が、住民基本台帳のコピー等を提供することは認められ
ない。一方、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第120条の「資料」には、住民基本台帳の一部の写し等
が含まれると解されることから、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第97条第1項及び自衛隊法施行令第
120条の規定に基づき防衛省から資料の提出を求められた場合には住民基本台帳の一部の写しのコピー等の
提供は可能と認識しており、改めて当該解釈を関係省庁連名による通知により市区町村に対して周知するこ
とについて検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

対外的な説明を必要とするため、関係省庁連名による通知により資料を提供できる旨明確化することを求める
とともに、今後の事務実施を円滑に進めるため、早期の通知発出をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国町村会】
提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

今年度中を目途に、通知の内容について関係省庁との調整が終了し次第、通知を発出することとしたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

222

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

「高等学校等就学支援金の支給に関する事務」におけるマイナンバー情報連携の対象情報の拡大

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「就学支援金の支給に関する事務」において、マイナンバーを利用して、「生活保護関係情報」を取得することを可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

「高等学校等就学支援金」は、高等学校等に通う所得要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるための就学支援金を支給する、法律に基づく制度である。

受給要件として、保護者等の住民税のうち市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額の合算額が50万7000円未満であること等が定められている。

受給資格の確認のため、当県ではこれまで保護者等の申請者に対して課税証明書の提出を求めていたが、マイナンバー法別表第二の項番113に基づき、マイナンバーを利用して、市町村長から地方税関係情報を取得することが可能となった。

【支障事例】

マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯、または無職無収入により住民税が非課税である方の情報の取得に支障が生じている。

上記の方については課税対象の所得がなく、特に生活保護受給世帯は、地方税法上、住民税が非課税とされていることから、住民税申告書を市町村に提出されない方がほとんどである。

結果として、市町村がこのような照会対象者の所得情報等を把握しておらず、地方税関係情報が未登録もしくは「Null」等で登録されており、所得要件を確認することができない。

そのため、当県では、上記の方については、住民税の課税額の確認のため、「生活保護受給証明書」、または「非課税証明書」の提出を求めており、申請者の負担となっている。

結果として、政府が推進する「デジタル・ガバメント」、そして、当県が推進する「ペーパーレス化」の実現の妨げとなっている。

本来は、地方税関係情報における副本登録に関して、全ての市町村に対して、未申告者及び無所得者に係る副本登録を徹底することの明確化を求めるべきと考えるが、市町村への義務付けに類することや、すでに総務省において、都道府県を介して市町村へ、未申告者及び無所得者に係る副本登録を適切に実施するよう事務連絡が発出されていることから、左記の措置を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

書類の添付が不要となり、申請者の負担が軽減され、住民サービスの向上に繋がる。

高等学校においては、事務職員による添付書類の不備・不足の確認、福祉事務所においては、受給証明書発行の必要がなくなるため、行政側の負担も軽減される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 58 条、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、福島県、須賀川市、栃木県、新潟県、新潟市、豊橋市、兵庫県、徳島県、高知県、鹿児島県

○高等学校の事務担当者は短期間で申請された添付資料の確認が必要となることから、マイナンバーの利用ができることは必要である。

○当県においても、マイナンバーを利用した情報照会に関して、生活保護受給世帯の課税情報の取得でエラーになるなど支障が生じている。そのため、申請者がマイナンバーを提出する場合であっても「生活保護受給証明書」の提出を求めており、申請者への負担が生じている。マイナンバーを利用した情報照会により「生活保護関係情報」を取得することで、申請者及び行政側の負担を軽減することができる。

○当県においても、生活保護世帯が「Null」又は空欄で表示され、住民税の課税確認ができないため、保護者や市町村に確認を要する等業務に支障をきたしている。

「生活保護関係情報」の取得により、確認業務が軽減化できる。

○当県においても、平成 31 年度からマイナンバーによる情報照会を開始しており、生活保護受給世帯、無職無収入等無申告による非課税者の地方税関係情報の取得に支障が生じている。

○当課においても、「高等学校就学支援金」において、マイナンバーによる情報照会を行っており、地方税情報が未登録となっている申請者については、改めて税申告を行うか、課税証明書等の再提出を依頼しているため、本提案により、申請者、行政の負担軽減につながる可能性がある。

各府省からの第 1 次回答

御指摘のとおり、高等学校等就学支援金の支給に関する事務においては、情報照会により「生活保護関係情報」を取得することができない状況であるが、これを改善することにより、申請者及び行政の負担軽減につながるものと考えられる。

このため、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の実現に前向きな回答をいただき、感謝を申し上げます。

今後は、申請者及び行政の負担軽減のため、早期に生活保護関係情報を取得できるよう対応をお願いしたい。また、本県においても、受益者（申請者）が制度改正による効果（負担軽減）を得られるように国と協力していきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

高等学校等就学支援金の支給に関する事務において、マイナンバー制度による情報連携で「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、法改正に向け、関係省庁、支給権者である都道府県等と速やかに調整を進めていきたい。

各府省からの第2次回答

1次回答のとおり、今後、高等学校等就学支援金の支給に関する事務において「生活保護関係情報」の取得が可能となるよう、関係省庁や支給権者である都道府県等と調整を行ってまいりたい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

236

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書の有効期限の延長(5年→10年)

提案団体

兵庫県、兵庫県市長会、兵庫県町村会

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期限(5年)を、マイナンバーカードの有効期限(10年)に合わせて延長すること。

電子証明書の有効期間の延長が難しい場合は、パソコンやスマホによるオンライン申請、もしくは住民票の写しを交付するコンビニエンスストア(住民票データとの突合が可能)や郵便局等の身近な施設での簡易な更新を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きできるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

マイナンバーカードの有効期限は発行日から10回目の誕生日までとなっている。

一方、カードに搭載される電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までとなっているため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。

(令和2年1月から、電子証明書の更新申請が必要な者が発生しており、県内では6月末時点の累計で約13万人)

【支障】

カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくい。

特別定額給付金のオンライン申請にあたり、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限の更新や暗証番号の再設定が必要な住民が多いため、全国的にアクセスが集中して、公的個人認証システムがダウンした。

電子証明書の有効期限が切れているために、コンビニ交付サービスが利用できない場合、マイナンバーカード本体が使えないという誤解が生じ(急にコンビニ交付が出来なくなったとの問い合わせが寄せられている)、マイナンバーカードの利活用の機会を奪うことになりかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

デジタル・ガバメント閣僚会議では、非常に高い目標(令和4年度末までにほとんどの住民がカード所持)を掲げ、マイナンバーカードの普及や利活用を強力に促進しているところであり、それに不可欠な電子証明書の有効期限が延長されることで、取得促進につながるだけでなく、今後予定されているマイナポイント事業や健康保険証としての利用に弾みがつくこととなる。

根拠法令等

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条、第22条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条、第49条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

苫小牧市、郡山市、いわき市、須賀川市、茨城県、高崎市、千葉市、柏市、八王子市、川崎市、相模原市、小田原市、滑川市、山梨県、松本市、上田市、高山市、富士市、豊橋市、豊田市、野洲市、京都市、八尾市、和泉市、神戸市、広島市、東広島市、鳥取県、米子市、徳島市、高松市、松山市、大牟田市、久留米市、糸島市、五島市、熊本市、竹田市

○平成 30 年度、令和元年度に直接総務省への要望も提出を行った。

・マイナンバーカードの電子証明書については、発行から5回目の誕生日で更新が必要であり、本市でも約 65,000 人が更新期限を迎える。

コンビニ交付を行う際、電子証明書の更新未実施の場合、下記のような問題の発生を懸念しているところである。

・カードと電子証明書の期限の違いについて、市民の理解が十分でないことに起因する、様々なトラブルの発生
⇒電子証明書期限後(カード期限内)におけるコンビニエンス・ストアでの証明書利用によるトラブルなど
『電子証明書の有効期間を 10 年間に変更し、マイナンバーカードの有効期間と統一する。』ことを前回要望を行った。

総務省からの回答についても、セキュリティ等の面等により5年が望ましいとの回答もありその他についても説明があり理解している。

○安全性が保たれることが前提となるが、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば、利用者、J-LIS、市町村の負担がそれぞれ軽減される。同様の安全性が求められる印鑑登録制度などは有効期間の設定がなく、電子証明書のみ短期間とするのは整合性を欠くと考える。

○本市においても提案市と同様、カード本体と電子証明書の有効期間が異なり、更新時期が分かりにくいという市民からのクレームが多く寄せられている現状である。

また、利用者用電子証明書の失効と前後してマイナポイントの予約を行うと、個人の状態によりマイナポイント予約であるマイキーID が凍結状態となることなどの支障が生じている。このような支障を解消するとともに、国民に理解しやすいように電子証明書とマイナンバーカードの有効期限は同一とするべきである。

○現在、電子証明書の更新時期を迎えているが、住民の多くが有効期限の違いを理解しにくいようカードの更新と混同している。電子証明書の有効期限 5 年は安全性を考慮したものとされているが、カード本体の有効期限と同じにすることで、住民の混乱及び市町村の負担が軽減される。

○本市においても電子証明書の更新がなぜオンラインでできないのかという問合せ、そもそも5回目の誕生日で切れる、住所異動等があると切れるということの説明に大変時間がかかっている。また、J-LISからの更新通知を受け取る前に更新手続きをした後にJ-LISから更新の通知が届くことにより、窓口できちんと更新してもらえなかったのかと不審がって電話がかかってくる苦情にもつながっている。また、更新通知もマイナンバーカードの有効期限切れなのか電子証明書の有効期限なのか分かりにくく、その苦情の電話対応にも苦慮している。昨今のデータ通信エラーに対する職員の負担も相当なものであり、処理を待たされる市民の負担も考えると、電子証明書の有効期限はマイナンバーカードの有効期限に合わせていただく、もしくはオンラインで自分で更新できるようなシステムを強く希望する。

○令和2年1月からマイナンバーカードの電子証明書の有効期限(5年)を迎える対象者が発生している。(当市の現在のカード交付率は 20%未満で毎月約 1,000 名が更新対象者である。)J-LIS から届く更新案内通知について問い合わせも多く、また電子証明書の更新を行うところを、カード本体の期限切れと誤解されカード作成用の写真を撮って来庁される市民も多い状況である。また、電子証明書の更新に来庁されても、全国的にアクセスが集中したため公的個人認証システムがダウンし更新ができない状況もあった。現時点でも、システムが混雑し、更新処理にかなり時間がかかり業務に支障をきたしている状況である。現在、カード申請も急速に増加しており、新規交付と併せて更新手続きの対応に追われ窓口の負担は今後も増大していくことが見込まれる。住所地の市役所窓口だけでなくスマホやパソコンで本人申請が可能となるよう要望する。

○コロナ禍における電子証明書の更新やパスワードの再設定では、当市もシステム障害により最大で3時間を超える待ち時間になるなど、苦情対応を余儀なくされただけでなく、マイナンバーカードの利便性に対して疑問を持つ市民が多く、今後の普及に向けてのネガティブな要素となってしまっている。こうした状況を踏まえると、電子証明書の更新について期間を延長する又は来庁を伴わずICカードリーダーやNFC対応デバイス、身近な店舗等においても手続可能とすることでカード保有者の利便性が向上すると考える。

○電子証明書の5年更新は、暗証番号の忘却によりある程度の時間を要するため、住民の負担及び窓口業務

の負担にもなっている。カードと期限を同じにすることで、住民負担、窓口業務の軽減は図られる。

○カード本体と電子証明書の更新時期が異なることが分かりづらいため、電子証明書の更新の通知を受けた後、カード本体の更新と勘違いして窓口写真を持って来る人が非常に多い。また、更新時期が異なることが分かりづらいという苦情も複数件あった。

○カードの有効期限より短くしている点について、技術革新による暗号の解読等を防止する等のセキュリティ上の理由を説明しても納得いただけず、「更新時期の考え方を単純明快にし、手続きを簡略化するためにもカードの有効期限と揃えるべき」との声が、住民対応している窓口にて多数寄せられている。

○マイナンバーカード保有者が増えることに伴い、自治体における電子証明書更新のための業務負担が増大化し、また市民にとっても市役所窓口に来庁しないと更新できないシステムであるため負担に感じている。クレジットカードの暗証番号を忘れた方の対応方法のように、パソコンやスマートフォンを使用してご自身で手続きできるシステムの構築をしていただくとともに、電子証明書の有効期間をカードの有効期間と合わせていただくことにより、市民の方も行政機関も負担が少しは緩和されると考える。

各府省からの第1次回答

電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズム自体の安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。

なお、公的個人認証システムの処理遅延については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行ったところ。

また、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、必要な検討を行ってまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

セキュリティ確保を理由に5年での更新が必要との回答であったが、カード交付を開始して実際に5年が経過している。この5年間の電子証明書の安全性・信頼性が確保され、今後の5年間も同様に確保される見込みであるということであれば、その根拠となる具体的な検証結果を公表されたい。この検証がなければ、漠然と安全性が低下するだろうという考え方から、有効期限を5年以内と定めていると解釈せざるを得ない。

したがって、電子証明書の安全性・信頼性については、電子証明書の有効期間に依るのではなく、公的個人認証システムの更改等によって確保していただきたい。

「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において「マイナンバー制度について、行政手続をオンラインで完結させることを大原則として、国民にとって使い勝手の良いものに作り変えるため、抜本的な対策を講ずる。」とされていることを踏まえ、パソコンやスマホによるオンライン申請を可能とするなど、市町窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう、早急に検討いただきたい。

なお、公的個人認証システムの処理遅延については、改修や処理能力の増強を行ったところのことであるが、J-LISからは、システムの負担軽減のために、一部の事務処理を時間外や休日を実施するよう求められており、現在までこの異例の事態が継続していることから、早急に正常化させるよう指導いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】
マイナンバーカードの利活用拡大に伴い、電子証明書の役割がますます重要となってくることから、電子証明書の失効によって必要な行政サービスが受けられず、結果として市民が不利益を被ることのないように、電子証明書の更新が可能な場所の充実をはじめとした必要な環境整備を継続的・重点的に実施していただきたい。

また、処理件数の増大を理由に自治体の窓口運用を制限することがないように、引き続き公的個人認証システムの保守管理に万全を期していただきたい。

【神戸市】
公的個人認証システムを増強いただいたことは承知しているが、依然、週明けや電子証明書の更新通知が届いた直後は遅延などのシステム障害が頻発している。障害が発生すると市民に多大な影響を及ぼすとともに、カード預かりの緊急対応は管理上の負担とリスクを招く。

カード交付の滞留を防ぎ、今後の電子証明書の更新ピークに対応するためにも、遅延などのシステム障害が発生しないよう切に願います。また、市民への説明責任を果たすため、発生原因と対応策(システム改修の内容

等)及び今後の見通しを速やかにお示しいただきたい。

地方六団体からの意見

【全国町村会】

電子証明書の有効期限を5年から10年に延長することについては、安全性・信頼性を確保の上、延長を検討されたい。

電子証明書の更新にあたっては、住民の負担軽減及び新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、オンライン申請も可能とするなど、市町村窓口への来庁の必要なく更新手続きができるよう早急に検討されたい。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、使用する暗号方式自体の安全性が低下することから、電子証明書を発行する民間事業者に対する認定制度を規定する電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)において、認定認証事業者が発行する電子証明書の有効期限が5年を超えないこととされていることも考慮し、発行の日から5回目の誕生日までと定めている。過去には、例えば、暗号解読技術の進歩を受け、暗号が解読される危険性が高まったとして、アメリカ国立標準技術研究所(NIST)が、2004年8月に、2010年末までの6年間でRSA方式における鍵長の1024ビットから2048ビットへの変更とそれに伴う電子証明書の入れ替えを奨励した事例がある。なお、公的個人認証制度においては、制度開始から現時点までの5年間において、暗号の解読が行われたことによるなりすまし事案等は発生していない。

なお、電子署名等に用いる秘密鍵及び公開鍵は、個々のマイナンバーカードに記録されており、暗号方式自体の危殆化に対し、地方公共団体情報システム機構が保有する公的個人認証システムの更改等によって対応することはできない。

その上で、電子証明書の更新が可能な場所の充実については、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループにおいて「カードの発行・更新等が可能な場所(申請サポート含む。)の充実(郵便局・金融機関、コンビニ、病院、学校、運転免許センター、携帯会社等)」が検討課題としてあげられているところであり、引き続き、必要な検討を行ってまいりたい。

なお、公的個人認証にかかるシステム処理能力の向上については、地方公共団体情報システム機構において、端末アプリケーションの改修や関係するサーバの処理能力の増強を行っているところであり、引き続き、機構において、処理能力の向上や改善に取り組んでいくこととしている。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

241

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

雇用・労働

提案事項(事項名)

地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用

提案団体

寝屋川市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」の適用が除外されているが、働き方改革の一環として、教職員については令和2年度から「1年単位の変形労働時間制」が適用される。

また、国の働き方改革の取組の一環として、平成31年4月から「フレックスタイム制」の清算期間が1か月から3か月に延長された。

これらの法改正の趣旨を踏まえ、地方公務員に関しても、条例で定めることなどにより1か月を超え1年以内の期間で勤務時間を割り振ることができるよう地方公務員法等を整備していただきたい。

具体的な支障事例

現行の法律によると、企業職員等を除く地方公務員に関しては、労働基準法の「フレックスタイム制」(第32条の3)、「1年単位の変形労働時間制」(第32条の4)の規定が適用除外とされている(地方公務員法第58条第3項本文)ため、「1か月単位の変形労働時間制」(労働基準法第32条の2)によるフレックスタイム制しか運用できない。

このような制度の下では、1か月単位での業務の繁閑には対応できても、複数月にわたる業務の繁閑には対応できず、業務繁忙時期等による時間外勤務の平準化の効果が限定的である。

【支障事例】

当市では、「1か月単位の変形労働時間制」によるフレックスタイム制を導入し、1か月の期間で日々の業務の繁閑を調整しているが、複数月にわたり業務の繁閑がある場合、どうしても時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分できていない。

内部管理業務においては、出納整理事務や条例等の例規審査事務などがあるが、期間ごとの繁閑の差が著しく、1人あたりの時間外勤務時間でみると1か月に約30～55時間の差が生じ、効率的な行財政運営の支障になっている。

窓口業務においては、住民異動事務、国民健康保険事務、福祉・子育て関連の手当支給事務などがあるが、職員の勤務時間と市民サービスへの影響の相関性が高く、職員の勤務時間が固定化されすぎると、出勤状況によっては市民の窓口の待ち時間が長くなるなど、市民サービスへの支障が生じる可能性がある。

【現行制度による対応】

機構改革による業務配分の見直し、人事異動による人員配置の見直しを行ってはいるが、限られた人的財源を効果的に活用する観点から、繁忙期の業務量を基本として人員配置することはできない。

【解消策】

地方公務員の勤務時間について、3か月単位で清算できれば、より一層の業務量の平準化が見込まれ、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につながる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「職員一人ひとりが、自分のライフスタイルに合わせた働き方を選択でき、ゆとりをもって、かつ効率的に勤務できる」ようにするとともに、「実際の業務量に合わせた勤務時間を設定できる」ようにすることで、地方公務員の働き方改革の更なる推進を図ることができる。

根拠法令等

地方公務員法第 58 条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

須賀川市、松山市

○当県では、フレックスタイム制度の導入を検討している段階であり、本提案のとおり1か月を超え1年以内で勤務時間を割り振ることが可能となれば、複数月にわたる業務の平準化が期待できることから、時間外勤務の縮減等の観点から望ましいと考える。

○当市でも複数月にわたり業務の繁閑がある場合、現在の疑似的なフレックスタイム制の運用では、時間外勤務が多く発生する月が生じることになり、業務量に応じた柔軟な働き方が十分にできているとはいえない。業務の実態に合わせた勤務時間を設定することで、時間外勤務の縮減及び効率的な働き方につなげることができる。と考える。

各府省からの第1次回答

労働基準法は、週 40 時間・1日8時間を上限とする労働時間を基本と定め、例外的に、特定の要件と手続きの下で労働時間の弾力化を認めている。

地方公務員の勤務時間制度は、労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外する法制を採用している。

①民間のフレックスタイム制については、始業及び終業時刻の決定を労働者が行う制度であって、公務特有の要請に応えることができないこと、②1年単位の変形労働時間制については、他律的な要因による影響を大きく受ける公務一般において、相当長期(※)における業務の繁閑を見通してすべての勤務日及び勤務時間を確定することは、困難であると考えられることなどから、それぞれの適用を除外している。

※ 公務における勤務時間の変形期間については、国家公務員の行う「公務におけるフレックスタイム制」は4週間以内、地方公務員に適用される「1箇月の変形労働時間制」は1箇月以内を限度としている。

地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化など、任命権者による措置と相まって進めることが重要であると考えている。以上から、地方公務員における変形労働時間制のあり方については、現行の適用関係(1箇月単位の変形労働時間制及び公務におけるフレックスタイム制のみ適用)が適当と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

市では、一定の時期に集中して処理しなければならない業務が多く存在しており、“業務の断捨離”やデジタル技術の活用等による業務の効率化を進めることはもとより、併せて、月を跨いだ勤務時間の調整を行うことができれば、超過勤務が一層に縮減することは 想像に難くない。

地方公務員の勤務時間等については、労働基準法に違反しないことを前提に、国家公務員の勤務時間等に関する制度との権衡にも考慮を払うなかで、『条例で定める』こととされている。そうであるなら、地方公共団体が、自らの判断と責任において、条例で定めることにより、国家公務員のフレックスタイム制の仕組みを基礎としつつ、これを更に進めて、複数の月(例えば、3か月)を単位とする“公務におけるフレックスタイム制”を実施できるよう、労働基準法の適用につき措置を行うことは、正に地方分権の趣旨に適合する と考えられる。

そこで、具体的な措置として、国家公務員のフレックスタイム制の仕組み[「職員の申告を考慮して、公務の運営に支障がない範囲内において、当該職員の勤務時間を割り振る」仕組み]を基礎として、条例で定めることにより、企業職員及び単純労務職員以外の地方公務員にも、1年単位の変形労働時間制を適用できるようにすること、を求めるものである。また、回答欄(各府省)記載の指摘については、「労働基準法第 32 条の4第1項第4号及び第5号並びに第2項から第4項までの規定については、適用しない」ものとすれば、災害時など、公務の運営

に著しい支障が生じる場合には、勤務時間の割振りを変更することも可能となり、“公務特有の要請”にも応えることができる と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、時間外勤務の縮減や効率的な働き方が期待される一方で、市民サービスへの影響を懸念する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○地方公務員に係る業務の実態等を把握し、1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の導入に関する需要や必要性を精査すべきではないか。その上で、地方公務員独自の需要や必要性が認められるのであれば、国家公務員に先んじて導入すべきではないか。

○第1次回答においては、「1年単位の変形労働時間制については、相当長期における業務の繁閑を見通すことは困難であると考えられることなどから、適用を除外している」とされているが、例えば3か月間であれば、業務の繁閑を見通すことは可能ではないか。

各府省からの第2次回答

地方公務員における変形労働時間制については、法制上直接適用される労働基準法（＝民間法制）を基本としつつ、同じく公務に従事する者としての権衡の観点から、国家公務員制度に導入されている4週間までを単位期間とする「公務におけるフレックスタイム制」と同様の取扱いとするため、1ヶ月単位に限定された制度枠組みを採用しているところ。

1年単位の変形労働時間制については、労働基準法において、労働者保護の観点から、1週間・1ヶ月ごとに配分できる労働時間の上限が設けられているとともに、事前に労働時間を特定させた上でその後は任意に変更できないものとなっており、この考え方は（地方公務員として同様の法適用関係にある）公立学校の教員における制度改正（令和3年4月施行）においても同様となっている。

その上で地方公務員における変形労働時間の期間を1ヶ月単位からさらに長期間に設定すること（例えば3ヶ月間）については、以下の論点を検証した上での制度化検討が重要と考える。

（ア）労働者保護の観点から、「法定の勤務時間のシフト」という本来的な目的を超えて職員の時間外勤務が結果として固定化することのないような制度枠組み及び運用を担保すること

（イ）公務の他律性及び同じく公務に従事する国家公務員の制度を勘案しつつ、例えば3ヶ月の期間において業務の繁閑を予見して勤務時間の割り振りを設定し、時間外勤務の有効な抑制を図るとともに住民サービス低下を招かない公務運営を行うこと

これらの検証については、自治体における業務実態の丁寧な把握が必要であり、まずは提案団体と類似の規模の自治体に対するサンプル的な調査に着手しているところ（職員の勤務実態や時期の繁閑状況、現行の公務フレックスタイム制の活用の有無及び課題認識など）。

総務省としては、自治体における具体的な課題・状況を踏まえながら、制度の在り方について引き続き検討してまいりたい。

なお、公立学校教員については、日々の業務や勤務時間の縮減とともに、長期休業期間等において休日を集中して確保することで教員のリフレッシュの時間を確保し、効果的な教育活動を行うこと等を目的として、1年単位の変形労働時間制が導入されたものと承知している。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

244

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

日本赤十字社の活動資金に関する業務の法的位置づけ

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

日本赤十字社の活動資金に関する業務について、自治体が適正に従事できるよう地方自治法施行規則第12条の5に歳入歳出外現金として自治体で保管できる旨の規定を明記もしくは日本赤十字社法において自治体の業務としての位置づけ(公金化)を明記すること。

具体的な支障事例

日本赤十字社の活動を支えるため、自治体が日本赤十字社の都道府県支部からの委嘱を受け、地域住民から活動資金を募集及び受領している。また、地域の日赤活動(活動資金の募集、救護資機材の管理)を実施するため、集めた活動資金に応じた交付金申請及び執行管理を行っている。(厚生事務次官通知(昭和27年)と厚労省社会・援護局長名の協力依頼(毎年2月)に基づき行われている)
これらの活動資金及び交付金に関する業務について、法律上の位置づけがなく、自治体ごとに公金外現金として取り扱い、それに携わる人件費等についても自治体が負担している状況である。
公金外現金の取り扱いについては、公金に準ずるものとして各自治体で要綱を作成の上、厳格に取り扱ってはいるが、現金事故が発生した場合、本来的には自治体には責任はなく、その責任の所在が不明確な状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

現在、自治体職員が公金外現金として取り扱っている状態が改善される。
公金と同様に会計管理者の出納及び保管が可能となる。
現金事故が発生した場合に責任の所在が明確となり、地方自治法の規定に応じた対応が可能となる。

根拠法令等

厚生事務次官通知(昭和27年)、厚生労働省社会・援護局長名の協力依頼

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八戸市、入間市、横浜市、川崎市、座間市、加賀市、半田市、京都市、宮崎市

○日赤に関する業務については、社会福祉協議会が実務を担っている事例もあることや、自治体業務として規定する場合の責任の所在については、現金取り扱い業務にとどまるものではないことなどを整理した次の段階において、自治体の業務としての位置づけを検討することが望ましいと考える。

各府省からの第1次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態を把握した上で対応について検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体は、日本赤十字社法施行時の厚生省からの通知と、毎年「社会・援護局長名」での協力依頼によって業務を行っており、この協力依頼に応じた自治体は法的な位置づけのない現金を取り扱わざるを得ない。現金取り扱いの問題という性質上、会計の適正化は早急に望まれることから、早期に必要な措置をとっていただきたい。
現金の取り扱いは、既存の法令に規定することで法的な位置づけを得られると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、地方自治体における取扱いが統一されるとの意見がある一方で、自治体及び自治会等の事務負担の増加や、口座手数料の問題を指摘する意見も寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

必要最小限度で早急の実態把握を行うとともに、日本赤十字社の活動資金となる寄付金等の現金を地方公共団体を取り扱う際の法的根拠がないことへの対応策を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

日本赤十字社の都道府県支部の下に組織されている、各「地区区分」の実態等、地域ごとの実情を把握するための調査・分析を令和2年度中に実施し、その結果を踏まえて、必要な法令上の措置について検討する。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

245

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

情報公開等に係る処分における審査請求に対する認容裁決を行う場合の裁決書の取扱い

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

情報公開等に係る処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決をする場合、審査請求人の氏名等が知られない形での被処分者に対する裁決書の謄本の送付が可能である旨明確化する。

具体的な支障事例

情報公開・個人情報に関する処分の対象となる「情報」は、一般的な行政処分とは異なり、一旦、情報に記録されている者の意に沿わない形で公表されてしまうと、その損害回復が非常に困難なものとなる。

また、一般的に情報公開については、何人に対しても情報公開請求権を保障している一方で、公開請求者以外の第三者の権利保護のため、当該公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者に対して公開についての意見を聴いた上で、公開・非公開の決定がなされている。

しかし、公開請求の対象となる情報に自らの情報が記載されている者より公開を希望しない意見を付したにもかかわらず、処分庁が公開決定をし、その公開決定に対して執行停止の申立てと審査請求がなされた場合、被処分者(公開請求者)以外からの審査請求に対し認容裁決をする場合には被処分者となる公開請求者に対しても、裁決書の謄本を送付しなければならない。

審査請求が第三者に自らの情報が記録されていること自体知られることを望まないという趣旨であったとき、裁決により情報公開がなされなかった場合にも、審査請求人の氏名・名称が必要的記載事項とされる裁決書の謄本が公開請求者に送付されることにより、結果的に審査請求人の情報が公開請求の対象となった情報に記録されていることを知られてしまうこととなり、そもそもの審査請求の趣旨が損なわれてしまう。

行政不服審査法においては、このような審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で匿名性を要するケースについて対応が明らかでないため、その明確化を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

情報公開等に係る処分に関する審査請求において、審理関係人間の匿名性を確保することができ、審査請求人や公開請求者の権利保護が図られる。

根拠法令等

行政不服審査法第51条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、須賀川市、福井市、浜松市、西尾市、北名古屋市、京都市、長岡京市、枚方市、防府市

○当市においても、情報公開請求に対する処分について、被処分者以外の第三者からされた審査請求に対して認容裁決を行った事例があり、公開請求者と審査請求人との匿名性を考慮するため、公開請求者に送付した裁決書中の氏名、住所については、〇〇〇として対応した事例がありました。行政不服審査法において、審理関係人(被処分者(公開請求者)、審査請求人)間で、匿名性を要するケースの対応が明らかでないので明確化を求めます。

○これまで支障事例はないが、提案団体が示す事例が発生すれば、支障となると考える。

○第三者が審査請求を行うことにより、当該第三者の関与が開示請求者に必ず知られてしまうという構造上の問題があると考えられるため、改めるべき。

各府省からの第1次回答

裁決書における審査請求人の氏名等の記載について、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)上は明文の規定はないが、裁決は審査請求人を名宛人としてされるものであり、裁決書には、審査請求人の氏名は当然に記載しなければならないと解されている。

ただし、審査請求人が処分の相手方に自らの氏名等の個人情報を知られることにより重大な権利利益の侵害が発生するおそれがあるなど、やむを得ない事情がある場合には、運用上、審査庁の判断によって、処分の相手方が審査請求人の氏名等の個人情報を知ることができないように裁決書の謄本を作成し、送付することもあり得ると考えられる。

以上の内容を行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化する方向で検討したい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

審査請求人や公開請求者の権利保護を図るため、例を示すなど、対応に苦慮することのないよう事務取扱マニュアル等により明確化していただきたい。

また、行審法附則第6条において、法律施行5年経過後に法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるとされていることから、その際には、これらの課題についても検討いただき、法的効力を持たないマニュアルに基づく対応のみでなく、法改正による方法も視野に入れ、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

いただいた御意見も踏まえ、行政不服審査法附則第6条による検討において、審査庁が対応に苦慮することがないように行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル等に記載することにより明確化することを始めとして、所要の措置について幅広く検討したい。

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第2次回答

管理番号

248

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧可能化及び掲載項目の制限

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

土地・家屋価格等縦覧帳簿のインターネットによる縦覧をできるようにすること。また、インターネットによる縦覧が可能となった場合は、現状よりも二次利用の恐れが高まるため、併せて掲載項目の制限を求める。

具体的な支障事例

納税者が縦覧するためには、定められた期間内(通常4月中)に縦覧会場に赴かなければならず、納税者にとって不便な制度となっている。

また、現行の縦覧制度では、所在地番や家屋番号まで表示することとなっているため、インターネットでの縦覧が可能になると、容易に所有者及び評価情報が特定され得るため、本来の趣旨にとどまらず、商業目的等、二次利用される危険性がある。

【縦覧制度】

納税者が所有する資産にかかる評価額が適正かどうか、行政区内の他の所有者の資産と比較できる制度。

土地:所在地番、地目、地積、価格

家屋:所在地番、家屋番号、構造、種類、床面積、価格

が記された帳簿を閲覧する。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

インターネットによる縦覧が可能となることで、納税者が縦覧会場に赴くことなく縦覧することができ、納税者の利便性の向上や「3密」の回避につながる。

また、掲載項目(所在地番、家屋番号)の制限により、所有者の特定が困難になり、二次利用の抑制やプライバシーの観点からも改善が見込まれる。

根拠法令等

地方税法第415条、第416条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

八王子市、上田市、兵庫県、熊本市

○当市においても、窓口における縦覧者は年間(令和2年度)で20件程度あり、住民にとっても窓口へ来所する手間が生じている。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口で住民と接触する機会を減らす必要性も高まっている。今後、インターネットでの閲覧が可能となれば、このような住民への負担を解消することができる。

各府省からの第1次回答

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の記載事項のうち私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されているが、縦覧制度が地方税法上に位置づけられていることにより、守秘義務に抵触しないものとされている。

そもそも縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにし、評価額の適正さを確認できるようにする点にある。

ご提案では、所在、地番及び家屋番号を掲載しない上での縦覧ということであるが、同一市町村内であっても所在が評価額に影響すること、また、納税者が、縦覧を求める資産を所在で特定できなくなることから、それらを除いた情報では自己の資産と他の資産とを適切に比較することができないこととなり、縦覧制度の趣旨を失わせるものであるから、受け入れることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地番や家屋番号を記載した縦覧台帳を、インターネットによる縦覧に供した場合にクリアしなければならない課題がどういったところにあり、それを克服するにはどのようにすべきか、という観点からインターネットによる縦覧を可能にする方法をまずは検討していただきたい。

なお、家屋については、その所在は評価額に影響しないことから、縦覧制度の趣旨を失わせることなく、従来の掲載項目を制限する方法についても検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八王子市】

「行政のデジタル化」に向けた取組として、新型コロナウイルス感染症対策による非接触対応を促進する観点からも、縦覧制度の本来の趣旨を踏まえつつ、開示項目の制限しない形式によるインターネットによる縦覧可視化を検討していただきたい。

なお、縦覧する者の管理については、申請に基づきID・パスワードを発行するなどの方法が考えられる。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

納税者は自己の所有する土地家屋が所在する区内の縦覧帳簿しか縦覧できないため、その点を含めた本人確認がインターネットによる縦覧では困難との意見があることを踏まえ、慎重に検討するべきである。

各府省からの第2次回答

縦覧制度の趣旨は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価格と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価格とを比較することができるようにし、評価額の適正さを確認できるようにする点にある。

このため、所在、地番、家屋番号等を掲載した形でのインターネットによる縦覧は、納税者の本人確認方法という技術的な課題に加え、納税者以外の者が帳簿の情報を見ること(納税者以外の者の同席等)や、評価額が表示された画面の印刷・撮影(目的外利用のおそれ)を制限できないことにより、守秘義務に抵触するおそれがあるばかりでなく、評価額の比較という目的以外の目的に縦覧制度が濫用されることにより、納税者の信頼を損なうおそれがあると認識している。

なお、家屋については、設備や建築資材等により評価額は異なることから、適切に比較をするのであれば、納税者が縦覧を求める資産を特定する必要がある。そのため、所在、家屋番号など縦覧項目の制限は、縦覧制度の趣旨を失わせることとなる。

したがって、インターネットによる縦覧の可否について検討したものの、ご提案を受け入れることはできない。